

“新生，安来市 まちづくり計画



安来市・広瀬町・伯太町合併協議会

“新生”安来市

元気・いきいき・快適都市

～水と緑と文化が調和する健康・交流のまち～



“新生”安来市まちづくり計画

目指そう！自活と共助のまちづくり

扉の絵



平成 14 年

安来市・広瀬町・伯太町合併協議会主催

『わたしたちの住みたいまちコンクール』—絵画部門—

最優秀賞作品

北尾笑子さん(広瀬小学校5年生—募集当時)

タイトル:「いなかとかいがあるまち」

コメント: いなかやとかいがある町にすんでみたかったので自然のある所と、
お店がいっぱいある所にすぐ行けていいと思います。

キャラクター
紹介



名まえ:かすり

特徴:伝統の「広瀬餅」の浴衣姿。

生まれ:広瀬



名まえ:どじょ夫

特徴:安来節「どじょうすくい」踊りの衣装スタイル。

生まれ:安来



名まえ:茶太郎

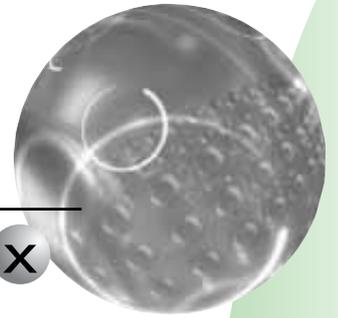
特徴:チューリップ型のヘアスタイル(カール・カット)と特産の
お茶をイメージした「茶」Tシャツ

生まれ:伯太



目次

index



はじめに ～新市誕生への期待～	1
・地域の特色を活かしたまちづくり	1
・住民主体のまちづくり	1
I .序 論	
1.合併の必要性	2
（1）地域の歴史・一体性	2
（2）生活圏の広域化と住民ニーズの高度化	3
（3）少子高齢化の進展	3
（4）財政基盤の強化	3
（5）合併に対する地域の状況	4
2.計画策定の基本方針	5
（1）計画策定の趣旨	5
（2）計画の構成	5
（3）計画の期間	5
（4）その他	5
II .新市の概況	
1.新市の概況	6
（1）位置と地勢	6
（2）気 候	7
（3）面 積	7
（4）交通アクセス	7
（5）人口と世帯数	8
（6）産 業	8
2.人口等の見通し	10
（1）総 人 口	10
（2）年 齢 別 人 口	10
（3）世 帯 数	11
（4）就 業 者 数	11
（5）交 流 人 口	11
3.地域の特性と課題	12
（1）地 域 の 特 性	12
（2）主 要 な 課 題	12



Ⅲ.新市建設の基本方針

1.新市の将来像	13
(1)まちづくりの基本理念	13
(2)新市の将来像	13
(3)新市の基本目標	14
(4)合併前のまちづくり計画の尊重	14
(5)基本戦略・方針	14
2.新市創造を推進する「夢」戦略	16
3.基本方針(5本柱).....	17
(1)地域の中で支えあう安心のまちづくり(健康・安心・生きがいの創造).....	17
(2)ひとが輝く活力発揮のまちづくり(教育・文化の充実)	18
(3)みんなが住みよい快適環境のまちづくり(定住環境の整備促進).....	19
(4)多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり(産業の振興).....	20
(5)参加と交流のまちづくり(参加と交流の促進)	21
4.土地利用及び都市構造	22
(1)土地利用及び都市構造	22
(2)各特性(機能)に基づいた地域づくり	23

Ⅳ.新市の主要施策

1.地域の中で支えあう安心のまちづくり	26
(1)保健・医療の充実	26
(2)地域福祉の充実	27
(3)子育て環境の充実	28
(4)高齢者福祉の充実	29
2.ひとが輝く活力発揮のまちづくり	30
(1)学校教育の充実	30
(2)社会教育の充実	32
(3)スポーツ・レクリエーションの推進	33
(4)青少年の健全育成	34
(5)文化・芸術活動の推進	34
(6)男女共同参画社会の推進	35
3.みんなが住みよい快適環境のまちづくり	36
(1)道路ネットワークの整備	36
(2)水環境整備の促進	38
(3)地域情報化の促進	39
(4)生活環境整備の促進	40
(5)自然環境・景観の保全	41
(6)地域防災・防犯の推進	42



4. 多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり	43
(1) 農林業の振興	43
(2) 商工業の振興	45
(3) 観光の振興	47
(4) 雇用の促進	48
5. 参加と交流のまちづくり	49
(1) 地域コミュニティの確立	49
(2) 共助の地域づくり	50
(3) 多様な交流の促進	51
(4) 連携の地域づくり	52
6. 主要施策事業	53
(1) 最重点事業	53
(2) 重点事業	54

V. 新市における島根県事業の推進

1. 島根県事業の推進	56
2. 主要な島根県事業	56

VI. 公共施設の統合整備

58

VII. 財政計画

59

VIII. 資料

63



はじめに

～ 新市誕生への期待～

【地域の特色を活かしたまちづくり】

安来市・広瀬町・伯太町の1市2町は歴史、文化、生活などにおいて一体性を有し、一つの生活圏として深い関わりを持ってきました。また、行政においてもこれまで広域行政組合等を通じ、協力して一体的な地域づくりを進めてきました。

新生市は1市2町の合併により、4万3千人余りの人口（推定）を擁する都市となり、新たな期待がさまざまに膨らみます。

第一に、松江圏と米子圏の間に位置し、中海圏域において存在感ある都市としての発展が期待されます。

第二に、南部に広がる緑の山々、新生市域を源流から河口まで流れる飯梨川、伯太川は優れた農地を育み、地域住民に豊かな実りとさまざまな自然の恵みをもたらしています。これらの美しい自然や豊かな生態系は、今後新生市の誇るべき財産として、その輝きをいっそう増すものと期待されます。

第三に、それぞれの地域で培われてきた個性豊かな優れた民芸、美術、伝統技術や歴史的建造物を活かし、多彩な文化が開花する都市へ生まれ変わることが期待されます。

【住民主体のまちづくり】

一方、合併後に展開されるさまざまな事業を通じて、「安心できる福祉サービス等の充実・強化」、「地域幹線道路網や生活道路網の整備」、「高度な情報通信網の整備」を図ることにより、地域内移動の利便性の向上及び新生市内どこからでも行政、福祉等の窓口と円滑にコミュニケーション^(注)できる安心・快適な生活環境の創出が望まれます。

さらに、新生市内各地域においては、「地域社会を支える産業への支援」や「交流人口の拡大、地域固有の伝統文化、生涯学習等への支援」を通じたコミュニティの活性化が急務となっており、「住民主体の自立的な地域づくりへの参画・実践」の実現が望まれています。

また、行政には「高い行政能力と効率的で効果的な行政システム」の構築、「質の高い行政サービス」の実施が望まれます。

本計画は、市町村合併を好機と捉え、住民をはじめ、各種団体・組織等の自助努力と行政との協働により、「住民が安心して幸せに暮らせる、豊かで個性ある地域」を創造するため、将来像、新生市建設の基本方針、展開する主要な施策などについて示していくものとします。

(注) _____ 「語句説明」

用語の解説

・コミュニケーション

意志の疎通。

・コミュニティ

一般的に共同体または共同社会。

その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のこと。

I . 序 論

1.合併の必要性

(1) 地域の歴史・一体性

安来市、広瀬町、伯太町は、歴史的にも地理的にも一つの地域として一体性を有してきました。

今からおよそ1300年前、当地域は出雲国の東部「意宇郡」に属していましたが、その後平安時代には「意宇郡」から分離して、「出雲国能義郡」として一つの行政区域となりました。

戦国時代には月山富田城を治める尼子氏が、陰陽11州（現中国地方）に勢力を及ぼすまでに台頭し、山陰の中心地として栄えました。

また、江戸時代になると松江藩の支藩として広瀬藩（藩邸 - 広瀬町広瀬）、母里藩（藩邸 - 伯太町大字西母里）が置かれ、安来は山陰道の港町として和鉄や蔵米の集散地として発展していきました。

明治4年の廃藩置県のものち松江県・広瀬県・母里県・隠岐は島根県として統合され、明治22年の市町村制の施行にともない行政基盤が確立されました。当時、町であったのは「安来」「広瀬」の2町、村であったのは「飯梨」「能義」「荒島」「赤江」「島田」「宇賀荘」「大塚」「比田」「山佐」「布部」「安田」「母里」「井尻」「赤屋」の14村で、これら16町村は「能義郡」として一つの行政区域でした。

昭和に入ってから、戦後、各町村が合併し、現在の1市2町になりました。

そして近年においては、消防・可燃ゴミ処理・し尿処理・斎場・バス、介護保険について1市2町で広域行政組合を設けて対応しています。

このように、当地域は、歴史的に一体性を有し、地理的にも飯梨川や伯太川などの河川によって物資が往来していたなど深い関わりを持っています。

[参 考] 1市2町の沿革

安 来 市		
昭23.6.15	境界変更	意東村の一部(大字下意東の一部)を荒島村に
26.4.1	合併	安来町、能義村、宇賀荘村
29.4.1	合併(市制)	安来町、飯梨村、赤江村、荒島村、島田村、大塚村
30.1.10	境界変更	大字石原町を広瀬町へ
広 瀬 町		
昭30.1.10	合併	広瀬町、比田村、山佐村、安来市の一部(大字石原)
32.4.1	境界変更	布部村の一部(大字菅原)
42.8.1	編入	布部村
伯 太 町		
昭27.11.3	合併	安田村、母里村、井尻村
29.4.1	編入	赤屋村
31.1.1	(町制)	伯太村が伯太町に

(2) 生活圏の広域化と住民ニーズの高度化

社会経済の発展、道路交通網の整備やモータリゼーションの進展などにより地域住民の生活行動圏は拡大しました。

安来道路の開通（安来インターチェンジ[※]の設置）や国道9号・432号、主要地方道（県道）広域農道などの改良・整備、JR山陰本線の高速化によって、交通網が充実した結果、住民の生活行動範囲は格段に広域化しています。また、情報化の進展や生活様式の変化などによって住民の価値観は多様化し続けており、行政サービスにおいてもこれまでの画一的なものから高度で多様なサービスが必要になっています。[資料:P65・図I-1]

(3) 少子高齢化の進展

当地域も少子高齢化が進展しており、将来的に高齢者の福祉を支える機能の充実強化や少子化の進行を緩和する対策の強化、若年層の定住促進、男女共同参画社会の実現といった対策を総合的かつ的確、迅速に展開していく必要があります。

そのためには、合併による高い政策立案能力をはじめとする行政能力の強化、対策の実施に必要な安定した財政基盤の確立が必要です。

(4) 財政基盤の強化

経済環境の変化にともない税収が伸び悩む一方、多額の国債・地方債の発行によって国・地方ともに財政事情は極めて厳しい状況となっています。今後のさらなる地方分権（地方への権限委譲）の進展に対応するためにも、行財政の効率化を図り、自律的で安定した財政基盤を確立していくことが必要です。そのためにも合併により足腰の強い行財政基盤を築き、行政サービス水準の維持・向上、立ち遅れている地域の社会基盤の整備を進めていく必要があります。



● 用語の解説 ●

・モータリゼーション

自動車時代。自動車化。車社会。

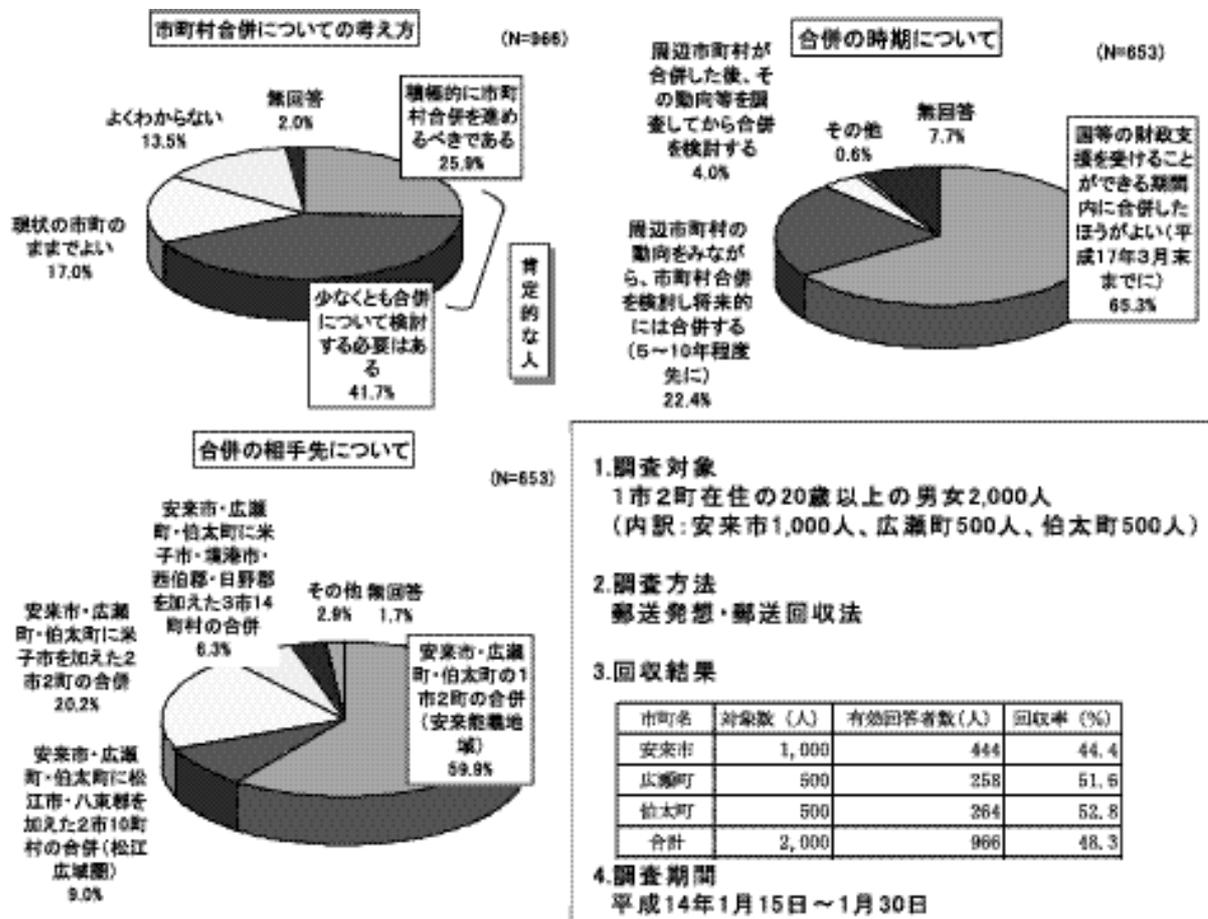
・男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに責任を負う社会。

(5) 合併に対する地域の状況

平成14年1月に1市2町の住民を対象に実施したアンケート調査では、合併に肯定的なひとが7割近くとなったほか、1市2町の合併を希望するひとが6割、合併特例法期限内に合併すべきと答えたひとが7割近くに達するなど、安来市・広瀬町・伯太町でのまちづくりを考える住民が少なくとも6～7割を占める結果でした。

[参 考] 市町村合併に関する住民アンケートの結果



用語の解説

・合併特例法

正式には「市町村の合併の特例に関する法律」といい、平成17年3月31日までに行われた市町村の合併については様々な特例措置が設けられている。

2.計画策定の基本方針

(1) 計画策定の趣旨

新生市建設計画は、安来市、広瀬町、伯太町の合併で誕生する新生市を建設していくため、ここに基本方針を定め、これに基づく計画を策定して、その実現を図ることを趣旨としています。

また、本計画では、合併後の1市2町の速やかな一体性の醸成、地域活力及び住民福祉の向上、新生市の均衡ある発展を目指すことをその目的としています。

なお、本計画の趣旨は、合併後の新生市において策定する総合計画に引き継ぎ、その内容をより具体化し、円滑で計画的な事業実施の実現に努めていくものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新生市を建設していくための「基本方針（新生市の将来像等）」、基本方針を実現するための「主要施策」、「公共的施設の統合整備」及び「財政計画」を中心に構成するものとします。

(3) 計画の期間

本計画における主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画は、新生市誕生の年度及びこれに続く15年に係るものとします。

(4) その他

新生市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据え、長期的な視野に立つものとします。

また、新生市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

Ⅱ.新市の概況

1.新市の概況

(1) 位置と地勢

新生市は、鳥根県の東部、鳥取県との県境に位置し、北は汽水湖である中海を隔て八束町、境港市(鳥取県)、東は米子市(鳥取県)、西伯町(鳥取県)、南は日南町(鳥取県)、横田町、仁多町、西は、東出雲町、八雲村、大東町に接しています。

南部は中国山地に連なる豊かな緑が覆い、そこを源流とする飯梨川、伯太川が下流域に広大な三角州平野を形成しています。

また、これらの河川の豊富な水を利用し、布部ダム、山佐ダムが築かれ、県東部地域の水瓶として機能しています。



用語の解説

- ・汽水湖
海岸にあって、海水と淡水の混合した水からなる湖。
- ・三角州
河水の運搬した土砂が、河口に沈積して生じた三角形の土地。デルタ。

(2) 気 候

島根県東部の気候は、日本海型気候地域に属し、冬に雪が多い北陸型といわれています。また、山沿いは平野部に比べ、年間平均気温が低く、冬季の降雪量が多くなっています。

(3) 面 積

総面積は、420.97km²（うち可住地面積は95.62km²）で、南北およそ28km、東西22kmの南北にやや長い台形状の形となります。

地目別面積をみると、民有地の約67%が山林原野、約28%が農地、約4%が宅地となっています。[資料:P66.表I-1]

(4) 交通アクセス

① 道 路

国道9号バイパス（自動車専用道路）である安来道路が東西に走り、山陰自動車道の一部として機能しています。そのほか、新生市を東西に走る国道9号、南北に走る国道432号、主要地方道安来木次線、主要地方道安来伯太日南線などの幹線道路網でネットワークされています。

② 空 路

新生市から直線距離で西へ約30kmの地点に出雲空港、北におよそ20kmの地点に米子空港があり、東京や大阪などへも良好なアクセスが確保されています。

③ 鉄 道

JR山陰本線が東西に走り、安来駅・荒島駅を有します。安来駅から県庁所在地である松江市までは特急で約13分、隣接の米子市（鳥取県）までは約7分の連絡となっています。

● 用語の解説 ●

・アクセス

空港、高速道路などに接近、接続すること。



(5) 人口と世帯数

① 総人口

平成12年の国勢調査(10月1日)によると、1市2町の総人口は、45,255人で、昭和60年をピークに減少傾向にあります。前回調査時(平成7年、46,934人)からは3.6%減少しています。[資料:P66.表Ⅱ-1]

② 世帯数

平成12年の国勢調査時点では、12,761世帯(一般世帯)で、増加傾向となっています。[資料:P66.表Ⅱ-1]

③ 人口構成

少子高齢化が進展し、総人口に占める65歳以上人口の割合が25.4%と、4人に1人が高齢者という割合になっています。前回調査(平成7年)から比べると3.6ポイント上昇し、徐々に高齢化が進展しています。[資料:P66.表Ⅱ-2]

(6) 産 業

① 就業構造

就業人口の構成をみると、農業を中心とする第1次産業就業者数が減少傾向、製造業や建設業を中心とする第2次産業就業者数は横ばい、小売業やサービス業を中心とする第3次産業就業者数は増加傾向にあります。[資料:P67~68.表Ⅲ-1~5]

② 農林業

農業は、水稻を中心に梨やいちご、メロン等の果実・野菜、花き、茶、和牛などの生産が盛んです。

林業は、主に圏域南部において、スギ・ヒノキを中心に人工造林・保育が行われてきました。平成14年には安来・広瀬・伯太それぞれの森林組合の合併により、しまね東部森林組合が設立され、圏域一体となった林業施策への取り組みが始まっています。

● 用語の解説 ●

・人工造林

造林は、およそ500年前の室町時代末期に奈良県吉野地方で始まったとされ、スギやヒノキを中心に人為的に植林され、形成された森林のこと。

③ 商工業

工業は、中海に近い臨海部に「たたら」技術の流れを汲む金属関連製造業を中心として、多様な産業の集積がみられます。

商業は、市街地の一部に郊外型大規模店の進出がみられます。

④ 観光等

美術館や庭園、遺跡、史跡、寺社、固有の無形文化、温泉などの優れた資源を有しており、これらを活用した観光関連の産業（サービス業）がみられます。

また、自然の恵みを活かした水力発電や風力発電などのエネルギー生産が行われています。



2.人口等の見通し

(1) 総人口

新生市の人口は、平成27年が39,771人（平成22年比△4.9%）、平成32年が37,706人（平成22年比△9.9%）と推計され、少子高齢化の進展によって人口は緩やかに減少する見通しとなっています。[資料:P10. [参考]新生市の人口推移（実績・推計）]

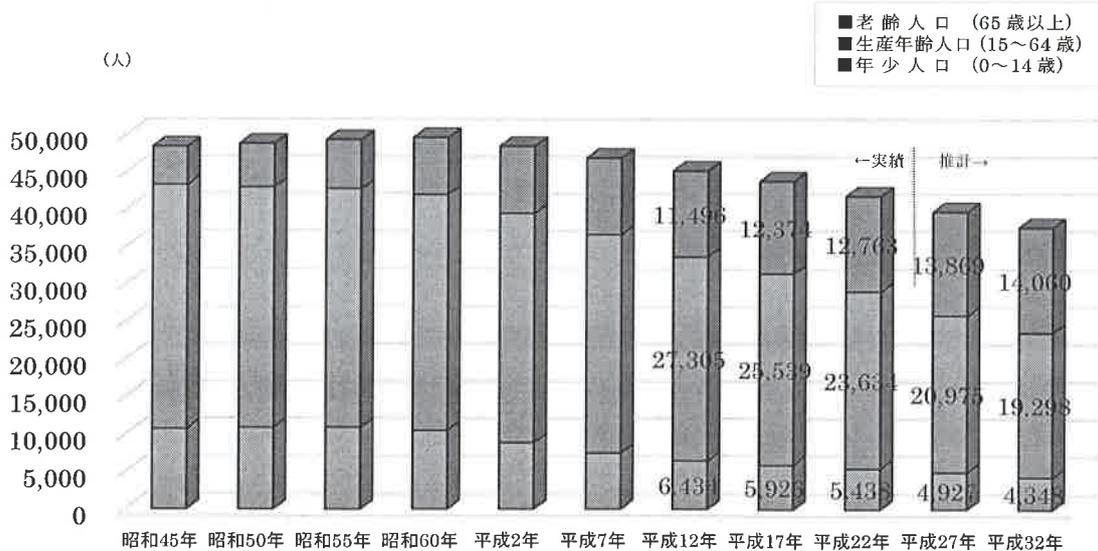
(2) 年齢別人口

総人口の緩やかな減少が続くと予想される中で、65歳以上人口は徐々に増加し、平成27年には13,869人（平成22年比1,106人増）、平成32年には14,060人（平成22年比1,297人増）と推計され、高齢化率もそれぞれ34.9%（平成22年比+4.4%）、37.3%（平成22年比+6.8%）になるものと推計されます。

一方、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）については、いずれも緩やかに減少していくものと推計されます。[資料:P10. [参考]新生市の人口推移（実績・推計）]

[参 考] 新生市の人口推移（実績・推計）

(人)



資料) 『日本の地域別将来推計人口』国立社会保障・人口問題研究所
平成25年3月推計) より引用

(3) 世帯数

世帯数（一般世帯）は、平成12年時点までは、核家族化等の影響で微増傾向を保って推移してきましたが、今後は微減傾向に転じるものと推計されます。

また、1世帯当たりの人員は核家族化や非婚・晩婚化、少子化などによって緩やかな減少傾向が続くものと推計されます。[資料:P66・表Ⅱ-2]

(4) 就業者数

就業者数は、人口の減少、高齢化にともなって徐々に減少し、人口総数に占める就業者数の割合も平成12年の54.3%が、平成27年には49.0%（平成12年比 5.3%）になるものと推計されます。

(5) 交流人口

交流人口は、新生市一体化による地域の観光資源の連携強化や中海圏域における観光資源の連携、新生市における各種イベントの開催、地域資源の活用・掘り起こし、交通アクセス網の充実強化などによって中長期的に増加していくものと想定されます。



3.地域の特性と課題

(1) 地域の特性

当地域の特性として次のようなことがあげられます。

美しく豊かな自然環境に恵まれていること
歴史のロマンやダイナミズムが感じられる有形・無形の資源を有していること
個性豊かで奥深い伝統や文化が生きていること
産業活力にあふれ、ものづくりを中心とした高い技術と知恵を有していること
個性豊かな地域が存在し、自由闊達^{かたたく}な風土を育てていること

[資料:P 68 . 図Ⅱ - 1]

(2) 主要な課題

主要な地域課題として次のようなことがあげられます。

高齢者対策の充実
少子化に対応した地域づくり
生活環境基盤の整備充実
地域コミュニティの活力増進、地域の伝統文化の振興
若者の定住促進、農林業等の担い手育成
産業活力の維持向上、観光資源等の活用、交流人口の拡大
自然環境の保全、環境問題への取組
行政能力の向上、財政基盤の強化、行政の効率化
他地域との連携強化

[資料:P 68 ~ 69 . 図Ⅱ - 1 表Ⅳ - 1]

用語の解説

- ・ダイナミズム
活力。力強さ。
- ・コミュニティ P1参照

Ⅲ.新市建設の基本方針

1.新市の将来像

(1) まちづくりの基本理念

基本的な視点として『まち』では、そこに暮らし、働き、ふれあい、学び、憩う全てのひとびとが、健康で文化的、安全で快適な生活を営めることが重要です。

また、新生市建設を促進し、発展を支える視点として、①元気な“ひと”（健やかな命・コミュニティ）②活力ある“生業”（^{なりわい}伝統あるものづくりの技・産業）③快適な“環境”（優れた居住空間・豊かな自然、生態系）を育み、活かしていくことが重要です。

新生市は、このような基本的な視点、発展を支える視点に立ち、『自然』『文化』『健康』『交流』をテーマとして新生市建設に取り組むことを基本理念とし、夢と希望に満ちた活力あふれるまちをつくりたいと考えます。

(2) 新市の将来像



新生市は中海圏域のほぼ中央に位置し、山・川・平野・海のすべてを有する、地形的、環境的に非常に恵まれた都市となります。さらに古事記や出雲国風土記等に記載される数多くの神話、伝説の舞台となった地域でもあり、歴史的・文化的にも非常に高い価値を有する地域です。また、古くから製鉄を営む地域として栄えてきたことも忘れてはなりません。

これらはすべて新生市民共有の“財産”であり、今後も誇りを持って後世に伝えていかなければなりません。

永い時と先人の叡智により醸成された“財産”を礎とし、健康なひとびとを育み、ひと・物・情報が活発に行き交う環境を整えることにより、新たな時代に即した多彩なコミュニティの形成、産業の振興、地域活力の創造に努め、すべての『ひと』が“元気”で“いきいき”と、“快適”に暮らせる都市を新生市の目指す姿とします。

● 用語の解説 ●

・コミュニティ P1参照

(3) 新市の基本目標

「 - 目指そう！ 自活と共助のまちづくり - 」を新生市建設推進の基本目標とします。

21世紀という新しい時代は、住民が主体となり、そこに暮らす住民とその子孫のために、自らがたくましく生き（自活）ともに助け合い（共助）成長し支えあえる地域社会を構築しなければならないと考えます。自活と共助の地域社会の確立は、すべての住民が安心して住める、夢と希望に満ちた活力あふれるまちの実現につながります。

(4) 合併前のまちづくり計画の尊重

新生市の将来像は、これまでの1市2町の将来像を尊重・継承しつつ、新生市にふさわしい姿を目指していくものとします。

安来市・広瀬町・伯太町で策定された総合計画や振興計画に掲げられている構想、諸計画については、合併後においても尊重し、その計画の実現や対策の実施に努めることとします。

安来市：「みんなで創るやすらぎのまち」～元気あふれる文化交流都市～

広瀬町：「人と自然にやさしいまち」～水と緑の住環境都市～

伯太町：「はなひらくまち」～水と緑が輝く彩り豊かな田園都市～

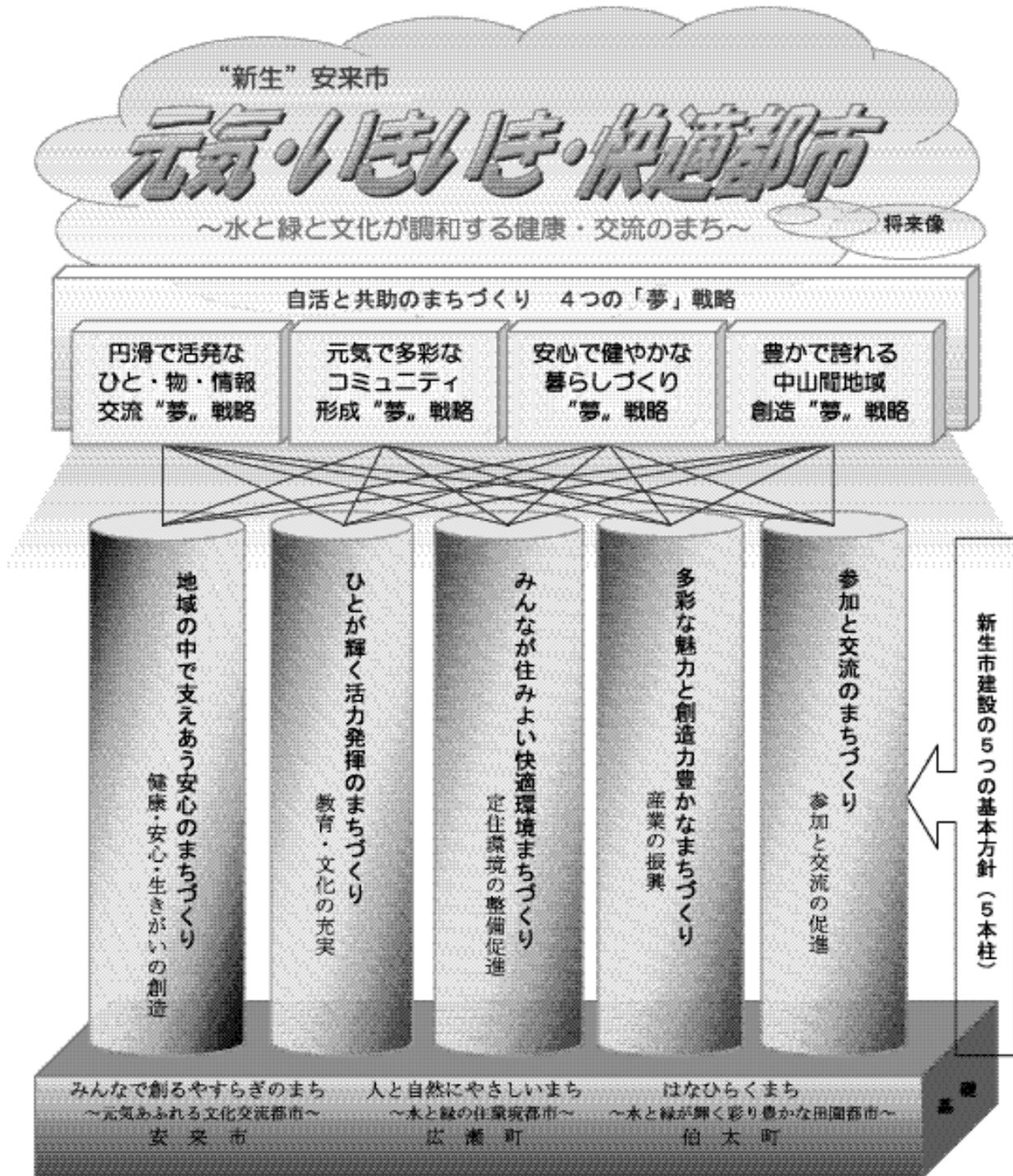
(5) 基本戦略・方針

将来像を実現するため、「4つの『夢』戦略」、「5つの基本方針（5本柱）」を定め、自活と共助のまちづくりを推進します。

将来像実現に向け、その最も重要な施策を次の4つの「夢」戦略として重点化・戦略化して推進します。

新生市の一体的発展を支える5つの基本方針（5本柱）を定め、住民福祉の充実、自活でき、共に発展する地域づくり、快適な環境と活力あふれる暮らしが調和するまちづくりを推進します。

【新生市建設に向けた取り組みの体系：イメージ図】



shinsei

2.新市創造を推進する「夢」戦略

円滑で活発なひと・物・情報交流「夢」戦略

地域の文化を支え、産業を活性化する高度情報通信網（IT網）・道路網を構築し、ひと・物・情報が活発に行き交う地域を目指します。

元気で多彩なコミュニティ形成「夢」戦略

地域活動の支援強化のため各地域にコミュニティ・ステーションを整備し、住民主体の元気で彩り豊かな、ひとが輝く地域コミュニティの形成を目指します。

安心で健やかな暮らしづくり「夢」戦略

情報技術を有効に活用した暮らしのサポート体制を整備し、ともに助け合い、安心して健やかに、いきいきと暮らせる地域を目指します。

豊かで誇れる中山間地域創造「夢」戦略

豊富な自然、悠久の歴史、多彩な文化を受け継ぎ、地域の特色を活かした産業振興・地域振興を図り、豊かで誇れる中山間地域の創造を目指します。

コミュニティ・ステーション

特に法的な根拠や定義はありません。

新生市が目指すコミュニティ・ステーションは、地域の活動（地域振興・生涯学習等）、共助の地域づくりの核となる拠点施設であり、子どもからお年寄りまで、住民だれもが気軽に集える交流の場とします。

また、その地域の住民が、自分たちの地域にはどのようなコミュニティ・ステーションが必要かを自分たちで考え、それに沿って整備を行うことが望ましいと考えています。

具体的には、現在の公民館を活用することを基本とし、本来生涯学習の拠点である地区公民館が持つポテンシャル（潜在的な能力、可能性としての能力）を最大限に引き出せるよう、その地域の実情、活動状況に応じた施設の整備・拡充、活動の支援を行います。

用語の解説

・コミュニティ P1参照

3.基本方針(5本柱)

(1) 地域の中で支えあう安心のまちづくり (健康・安心・生きがいの創造)

住民すべてが健康で、安心して、生きがいを持って暮らせることは、最も基本的なことであると考えます。

近年、生活習慣病や寝たきりの増加等が大きな社会問題となっています。また、21世紀の前半は、出生率の低下などによってさらに少子・高齢化が進展すると予想されます。

このような状況の中、子どもを安心して産み、育て、生涯健康で、誰もが生きがいをもって、いきいきと暮らせる環境の整備が求められています。

情報技術(IT)を有効に活用し、保健、医療、福祉の連携を総合的に強化することにより、住民一人ひとりの健康づくりを支援し、新生市全域にわたり迅速で質の高い福祉サービスの充実を目指します。

さらに、行政機関、民間団体、ボランティアグループ等の連携をよりいっそう強化し、地域の一体性を高め、ともに助け合いながら、安心して子どもを産み育てられるまちづくり、生きがいをもって暮らせる健康長寿のまちづくり、みんながいきいきと暮らせるノーマライゼーションのまちづくりを推進します。

用語の解説

・健康づくり

広い意味での健康づくり。身体健康はもとより、たとえ病気や障害をもっていても、目標をもち自分らしさを大切にしながら自分の人生をつくりあげていくこと。

・ノーマライゼーション

障害者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。

(2) ひとが輝く活力発揮のまちづくり

(教育・文化の充実)

生活環境の向上や余暇時間の増大、社会の成熟化などにもない、ひとびとの価値観は物の豊かさから心の豊かさを求める方向へ変化しつつあり、個性豊かなひとを育てることが望まれています。

学校教育、社会教育を基本に人権を尊重し個性が輝く活力あるひとづくり、ひとが輝く活力あるまちづくりを推進していきます。

学校教育においては、完全学校週5日制が導入されたのをはじめ、「生きる力」を身につける教育が重視されており、このような環境変化への対応を図っていく必要があります。また、個性豊かなひとを育てるため、家庭・学校・地域が連携した総合的な教育環境の充実を目指します。

社会教育においては、生涯学習の推進や地域の芸術・文化活動の充実を通じて、新生市内各地域において心豊かな生活文化を創造できる環境整備を推進します。

また、スポーツ・レクリエーション活動や健康づくり活動の推進により、心身ともに健康で活力あるひとづくりを推進するとともに、青少年の健全育成を図るための支援、若年層や女性が地域社会で活力を発揮できるような仕組みや環境（「男女共同参画社会の実現」）を整えます。

● 用語の解説 ●

・ 生きる力

自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力のこと。

・ 健康づくり P17参照

(3) みんなが住みよい快適環境のまちづくり (定住環境の整備促進)

私たちみんなが住みやすく快適なまちになるよう、都市的基盤の整備を推進するとともに生活環境の向上に努めていきます。また、自然と調和する治水・治山対策及び土砂災害対策を推進していきます。

都市的基盤については、広域交流ネットワークを支える幹線道路網、地域幹線道路網、中海架橋の整備促進、情報技術（IT）のメリットを活かす光ファイバーケーブルによる情報通信ネットワークの構築、公園緑地など憩いと交流の場の創出、公共下水道・農業集落排水施設整備等を行い、市民生活の利便機能の向上実現を目指します。

併せて自然環境を保全し、価値ある自然を次世代に伝えるため、廃棄物処理体制の強化、資源の再利用、再資源化、コンポスト化（堆肥化）を進め、環境への負荷が低減される地域（循環型社会）づくりを目指します。また、環境的に負荷の少ない新エネルギー（風力発電、太陽光発電等）の活用も促進します。

ひとにやさしいまちづくりを進めるため、公共施設のユニバーサル・デザイン化やバリアフリー化などを推進するほか、公共施設の効果的活用を目指し、施設機能の見直し（地域コミュニティ・ステーション設置等）や機能再配置の検討を進めます。また、新生市の核となる新生市庁舎の建設を目指します。

地域防災の意識を高めるとともに災害時の初動体制の確立や新生市における地域防災体制の見直しを進め、安全な地域づくりを目指していきます。

また、地域公共交通であるイエローバスの利便性向上を図ります。

新生市における道路の概念

- ・幹線道路： 圏域内を縦・横断する路線、圏域外へアクセスする路線。
（国道、県道、広域農道等）
- ・地域幹線道路： 圏域内において、幹線的な役割を果たす路線。
（県道、主要な市道等）
- ・日常生活道路： 幹線道路、地域幹線道路以外の道路。
（農・林作業専用道路を除く）

用語の解説

・光ファイバーケーブル

ガラス繊維を使用した情報通信（光通信）のためのケーブル（線）。従来の金属線に比べて大容量の情報を伝達できる。

・新エネルギー

自然の力の利用や今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使う地球にやさしいエネルギー。太陽光、太陽熱、風力、廃棄物発電などのこと。

・ユニバーサル・デザイン

誰もが使いやすく、利用しやすいデザイン（意匠・設計・図案など）。

・バリアフリー

建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。

・コミュニティ・ステーション P16参照

・アクセス P7参照

(4) 多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり

(産業の振興)

伝統ある技術や豊かな自然環境、ひとびとの知恵を活かし、創造力豊かな産業振興を目指します。

農業においては、産業構造の変化や市場環境の変化、担い手不足などにもなって厳しい状況にありますが、今後は営農の組織化、高付加価値化、安全で自立的な食を供給する都市と農村地域一円における地産地消の推進、地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムや定年帰農などを推進します。

林業は、国産材の価格競争力の低下などにより厳しい経営環境にありますが、森林の有する水源かん養などの公益的機能を軸に環境保全の観点から森林の育成・管理に努めます。

商業については、市民が生活に必要な商品・サービスの供給が身近に行われるよう支援し、安心して生活ができる環境の確保に努めます。

工業については、金属産業集積を活かし、若者の定住促進の観点から雇用の拡大につながる研究開発型企業の育成に努め、創造力豊かなまちづくりを推進していきます。

観光産業については、多彩な魅力を有する地域資源を有効活用し、積極的な情報発信と新生市一体となった広報・誘客活動の展開、隣接地域との連携を深めます。

● 用語の解説 ●

・ グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山村地域で自然、文化、ひとびととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

・ 公益的機能

山林や里山、農地が持つ水源かん養、防災、保水、二酸化炭素吸収、景観保全などの機能。

(5) 参加と交流のまちづくり

(参加と交流の促進)

新生市においては多様な地域コミュニティを単位に住民の地域づくりへの参加とさまざまな組織や団体の参加促進を図り、地方分権時代にふさわしい住民の自治能力向上を促進します。

市内各地域には人的つながりの深い地域コミュニティがあり、またそこには伝統や文化、歴史的な遺産が数多く存在しています。このような地域コミュニティを大切に、「自活」と「共助」の地域づくりを推進します。また、子どもからお年寄り、男女を問わず地域づくりに参加・参画できる機会の拡大に努めます。

交流については、他地域のひとびとや異なった世代のひとびととの交流を促進し、多様な価値観や情報、知的な刺激、異文化などにふれる機会の拡大に努めます。

また、市内各地域が一体感を高め、私たちのまち(新生市)として誇れる地域づくりを目指し、都市部と自然環境豊かな山間地域、河川の上流域・下流域、市内各地域(集落)間における交流を促進し、相互に尊重・理解しあえるまちづくりを推進します。

さらに、観光振興はもとより、新生市一体となったイベントの開催や催事の誘致によって交流人口の拡大を図ります。



● 用語の解説 ●

・コミュニティ P1参照

4.土地利用及び都市構造

(1) 土地利用及び都市構造

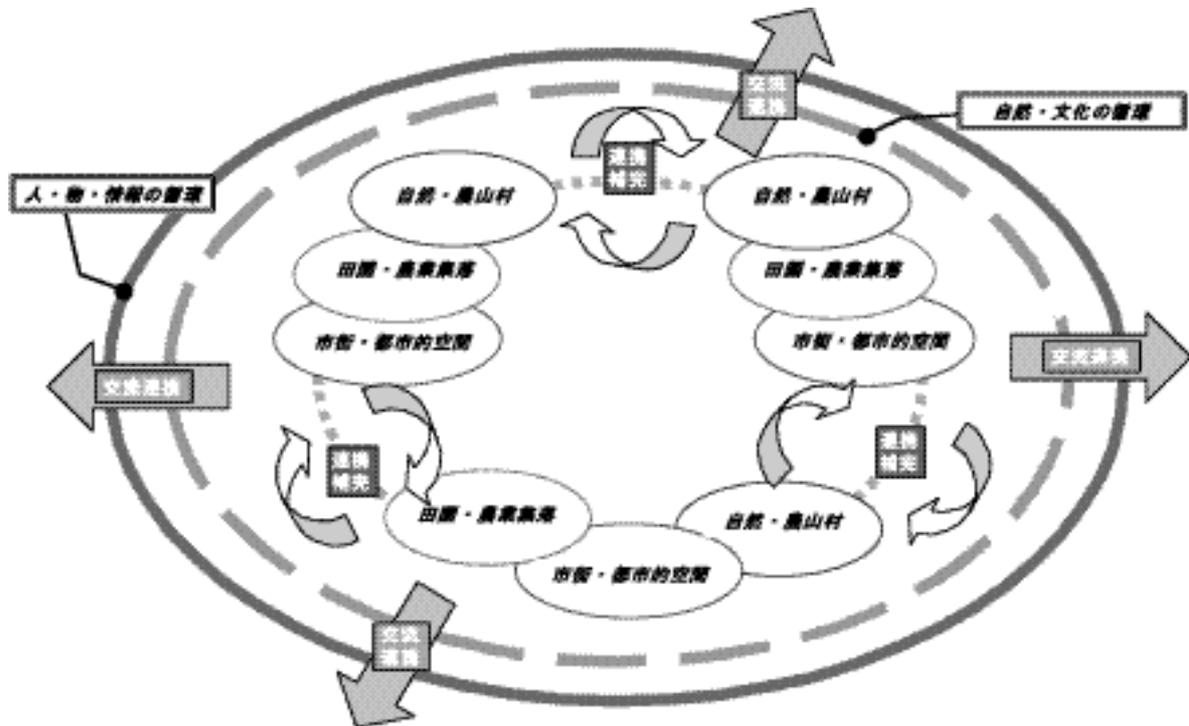
新生市の土地利用の状況は、集落が点在する「自然・農山村地域」、人口が集積する「市街・都市的空間地域」、そしてこれらの中に広がる「田園・農業集落地域」に大きく分けられます。

これらの地域が持つ特性を認識し、それぞれの機能を有効に活かす土地利用を促進していきます。

また、それぞれの地域の機能を分担・連携・相互補完し、自然との調和と保全、自然条件の利活用、都市的機能・住環境の集積といった「地域特性を多層に連携」させることによって、より豊かな住民生活の創造を目指します。

また、新生市全域のネットワーク（交流、情報）を充実、強化することによって、誰もが自在に交流、アクセスできる地域基盤づくりを目指します。

都市構造の概念図



用語の解説

・アクセス P7参照

(2) 各特性(機能)に基づいた地域づくり

① 自然・農山村地域

山間地域が持つ豊かな緑と豊富な水源、生態系等は圏域共通の貴重な財産であることを認識し、適切な保全に努めるとともに持続的に自然の恵み(豊かな実り・水源・ICHP)を享受できる環境づくりを目指します。

山間に点在する集落においては、生活道路、バス、情報通信、農業集落排水を中心に各集落、市街地などとの相互ネットワーク化を促進し、農村集落における生活環境の向上を目指します。また、豊かな自然を利活用した都市と農村の交流(グリーン・ツーリズム等)拡大に向けた施設・機能の充実を目指します。

福祉等のサポート体制、在宅福祉サービスの充実、各種福祉サービス等の機能(拠点)へのアクセス強化(IT導入等)により、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

河川を軸とした上下流域との連携を強化し、自然環境や水質の向上を目指します。

また、地域コミュニティ・ステーションなどの施設・機能の整備を促進し、地域の行政サービス強化や情報化、交流の推進、生涯学習の推進、地域の伝統文化の継承・発展を支援します。

② 田園・農業集落地域

農業生産基盤の整備を推進するとともに、自然環境の保全、田園景観に配慮した資源循環型の地域づくりを目指します。

農産品の加工・高付加価値化、流通機能の強化による農業構造の改善と活性化を支援し、食の供給地として地産地消を推進します。

幹線道路網、地域幹線道路網の整備を促進するとともに、日常生活道路の機能向上、情報化の推進及び農業集落排水の整備などの生活機能向上を目指します。

各種福祉等サービス機能へのアクセス強化(IT導入等)により、安心して暮せる地域づくりを推進します。

地域コミュニティ・ステーションの設置による行政サービスの充実、農村の伝統文化の継承発展を支援します。また、歴史文化資源や天然の資源を活かした観光振興と癒しの空間づくりを支援します。

③ 市街・都市的空間地域

新生市の都市的機能の強化を目指し、医療・福祉、文化・教育、産業、生活利便施設等の充実による都市的機能のグレードアップ、活力ある市街地の形成、地域コミュニティの活性化を目指します。また、市街中心部などにみられる空き店舗や空き家を有効活用し、地域の個性を活かす商業空間・交流空間づくりを推進します。

福祉・医療の拠点、文化・交流・情報・防災の拠点、産業振興基盤の整備等を推進していきます。



他地域との交流・連携を強化する中海架橋の建設や幹線道路ネットワークの強化を促進するとともに、新たな情報通信機能を導入し、市内全域をカバーする光ファイバーケーブルによる情報ネットワークの構築を推進します。

市民のまちづくりへの参画や交流を促進する機能を強化するとともに、憩いと安らぎの都市的空間の創出や居住空間整備、町なみ整備、バリアフリー化を推進します。

● 用語の解説 ●

- ・グリーン・ツーリズム P 20参照
- ・アクセス P 7参照
- ・コミュニティ・ステーション P 16参照
- ・グレードアップ
等級、程度、度合いを高めること。
- ・コミュニティ P 1参照
- ・光ファイバーケーブル P 19参照
- ・バリアフリー P 19参照

IV.新市の主要施策

【 施 策 体 系 】

1 . 地域の中で支えあう安心のまちづくり・・・（健康・安心・生きがいの創造）

- （ 1 ） 保健・医療の充実
- （ 2 ） 地域福祉の充実
- （ 3 ） 子育て環境の充実
- （ 4 ） 高齢者福祉の充実

2 . ひとが輝く活力発揮のまちづくり・・・・・・・・・・・・（教育・文化の充実）

- （ 1 ） 学校教育の充実
- （ 2 ） 社会教育の充実
- （ 3 ） スポーツ・レクリエーションの推進
- （ 4 ） 青少年の健全育成
- （ 5 ） 文化・芸術活動の推進
- （ 6 ） 男女共同参画社会の推進

3 . みんなが住みよい快適環境のまちづくり・・・・・・・・（定住環境の整備促進）

- （ 1 ） 道路ネットワークの整備
- （ 2 ） 水環境整備の促進
- （ 3 ） 地域情報化の促進
- （ 4 ） 生活環境整備の促進
- （ 5 ） 自然環境・景観の保全
- （ 6 ） 地域防災・防犯の推進

4 . 多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり・・・・・・・・・・・・（産業の振興）

- （ 1 ） 農林業の振興
- （ 2 ） 商工業の振興
- （ 3 ） 観光の振興
- （ 4 ） 雇用の促進

5 . 参加と交流のまちづくり・・・・・・・・・・・・（参加と交流の促進）

- （ 1 ） 地域コミュニティの確立
- （ 2 ） 共助の地域づくり
- （ 3 ） 多様な交流の促進
- （ 4 ） 連携の地域づくり



1.地域の中で支えあう安心のまちづくり

(1) 保健・医療の充実

方 向

地域に住むひとびとが、生涯健康でいきいきと暮らせる、健康長寿の地域社会を築くことが求められています。

健康増進計画「健康新生市21」を早急に策定し、健康の増進、心の健康、食生活の改善など幅広いサポート体制の充実を目指すとともに、生活習慣病等の予防体制や各種健康診査の充実を図り、住民が生涯健康で暮らせるよう支援します。

また母子保健については「健やか親子21」を策定し、これを推進することにより子どもを安心して生み育てる環境づくりに努めます。

さらに保健・医療と福祉が一体となったシステムを確立することにより、地域の医療機関との連携を強化し、住民のニーズに対応した地域医療を目指します。

また、広瀬病院についても地域に密着した自治体病院としての役割を果たせるよう、その機能の充実を図ります。

視 点

「健康新生市21」、「健やか親子21」の策定・推進
保健事業（各種健康診査、健康相談等）の充実
IT健康管理システム・IT健康相談システムの構築
生活習慣病、介護予防対策の推進
思春期保健対策の強化と健康教育の推進
母子保健対策の拡充
乳幼児医療費助成制度の拡充
口腔歯科保健対策の推進
広瀬病院の医療設備の拡充
へき地医療体制の確保
感染症・難病等に関する正しい知識の普及と人権擁護施策の推進

用語の解説

健康日本21

少子・高齢社会において国民が健康で元気に生活できる社会の実現を図るための国民健康づくり運動計画。

・健やか親子21

主に母子保健に係る国民運動計画。少子化対策としての意義と、「健康日本21」の一翼を担うという意義も持ち、親と子が健やかに暮らせる社会づくりを目指すもの。

・感染症・難病等

HIV（エイズ）、ハンセン病、^{こう}膠原病をはじめとし、O157なども含んだ感染症・難病

(2) 地域福祉の充実

方 向

住民すべてが“ひと”としての尊厳をもち、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、“ひと”として安心した生活が送れるよう自立を支援することが、今後の新しい地域福祉（社会福祉）の理念となります。

地域福祉の一層の充実を図るためには、住民参加型の公民協働が不可欠であり、その活動拠点の整備に努めるとともに、保健・医療と福祉の連携による各種ケアシステムを構築していかなければなりません。

社会福祉協議会をはじめ、各種福祉関係団体との連携強化、NPO法人・ボランティア団体の育成を図り、地域の福祉ニーズに対応できる体制と地域の協力体制の確立に努めます。

またノーマライゼーションを基本に、障害者プランに沿った施策を推進するとともに、障害者の状況に応じた支援や地域社会への参加促進、公共施設等のユニバーサル・デザイン化を推進します。

視 点

地域福祉計画の策定・推進

福祉教育の充実・推進

権利擁護事業の推進

NPO法人、ボランティア団体の育成

福祉関係（法人）団体との連携による福祉サービス供給体制の拡充

障害（児）者の自立支援と社会参加促進

三障害を包括した総合支援窓口の設置

社会参加、社会復帰支援策の拡充

授産施設、共同作業所等の整備・拡充



shinsei



用語の解説

- ・ N P O
非営利組織。福祉や環境など多様な公益的活動を行う民間団体。
- ・ ノーマライゼーション P 17参照
- ・ ユニバーサル・デザイン P 19参照
- ・ 三障害
身体障害、知的障害、精神障害

(3) 子育て環境の充実

方 向

少子化の進展は地域社会にとって重要な課題となっています。

今後は「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障による次世代支援」、「子どもの社会性向上や自立の促進」の4つの視点において、国、県、市町村（地域）、企業等が一体となった計画的かつ積極的な取り組みが求められています。

少子化に対する取り組みは総合的に展開する必要があり、次の世代を育成・支援する「次世代育成支援計画」を早急に策定しこれを推進し、乳幼児から学童期、思春期までの子育てを、家庭・職場・地域において男女が協力して担っていける子育ての環境づくりを推進する一方で、若年世代の新しいライフスタイルに対応した子育て支援体制の整備に努め、安心して子どもを生み育てられる地域社会の実現を目指します。

さらに、就学前の教育・保育を一体として捕らえ、保育施設の整備拡充に努め、保育サービスの充実を図ります。

視 点

次世代育成支援計画の策定・推進

子育てコミュニティ（地域の子育て支援ネットワーク、ファミリーサポートセンター）の拡充

子育て支援センターの設置

待機児童ゼロを目指した施設配置

保育メニューの拡充

保育施設の整備・拡充

放課後児童クラブの拡充

幼保の一元化

子どもの人権擁護体制の整備

用語の解説

・次世代育成支援計画

次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日公布・法律第120号）に基づく市町村行動計画。

従来の取り組み（インクルージョン＝児童育成計画）に加え、政府・地方公共団体・企業が一体となって、国の基本施策として次世代育成支援を進め、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」実現を目的としたもの。

・コミュニティ P1参照

・ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなるボランティアに近い会員組織。

・放課後児童クラブ

共働き等で昼間両親が不在になる家庭の子どもを集め、遊びを中心に放課後を過ごすことを支援する組織。

(4) 高齢者福祉の充実

方 向

新生市においては今後さらなる高齢化の進展が予測され、住民の高齢者福祉充実に対する期待は高まる一方です。

生涯健康で、できるだけ要介護状態に陥らないよう、健康的なライフスタイル（生活習慣）を推進するとともに、それを支援するための環境づくりとして介護予防や生活支援サービスなどの充実を図ります。

生涯生きがいを持って健康に暮らせる地域づくりを目指し、前期高齢者の就労支援、シルバー人材センターの充実を図るとともに、ボランティア活動への参加や、高齢者の生涯学習、世代・地域を超えた人的交流などを積極的に促進します。

一方で関係福祉（法人）団体、NPO法人、ボランティア団体、地域との連携を強化し、介護体制、介護支援体制のさらなる充実に努めます。

視 点

- 高齢者生きがい対策の推進
- 高齢者の生活の質向上のための施策展開
- 高齢者の福祉・交流（社会参加）の場づくり
- 養護老人ホームの施設整備
- 高齢者生活支援ハウスの設置
- 在宅介護支援、介護保険事業の充実

用語の解説

・シルバー人材センター

定年を迎え、就職は望まないが健康や生きがいのために仕事をしたいと考えている人に対して、一般家庭や民間企業、官公庁等から高年齢者に向いている仕事を引き受け、提供する公共的、公益的な団体。

・NPO P27参照

・高齢者生活支援ハウス

在宅で生活するには不安のある高齢者に対し、低料金で居住の場を提供する施設。生活援助員を配置し、各種助言、相談及び緊急時の対応などを行う。

2.ひとが輝く活力発揮のまちづくり

(1) 学校教育の充実

方 向

地域の学校教育を取り巻く環境は、少子化による児童生徒数の減少、完全学校週5日制の実施、自然環境の悪化や情報化、国際化社会への推移など多様に変化してきました。

このような状況に対応した学校づくりを進めるため、家庭・地域社会における教育力の向上、教育指導体制の整備を図ります。また、不登校やいじめといった諸問題の解決に向けた取り組みを推進します。

視 点

地域ぐるみ教育の意識醸成
地域での学習・活動の場の充実
ふるさと教育、体験学習の充実
異年齢・異世代交流の促進
教育指導方法（少人数指導、ティームティーチング等）の充実
スクールカウンセラーの派遣
老朽施設・設備の整備、余裕教室の地域開放
人権・同和教育の推進
情報教育・福祉教育の推進
地産地消型のセントラル・キッチン整備
幼児教育環境の整備
特別支援教育環境の整備

用語の解説

・ティームティーチング

複数教師による指導。つまづきやすい単元などに、1クラスに2人以上の教師が入って、きめ細かい指導をする授業方法。

・スクールカウンセラー

学校でいじめなどの相談にのる専門職員（臨床心理士や精神科医などの有資格者）。児童生徒・保護者へのカウンセリング、教員へのコンサルテーション等を行う。

・セントラル・キッチン

1カ所で集中的に調理して、給食や食堂などに料理を供給する厨房方式。

新生市のセントラル・キッチン構想は、地元で生産された食材を利用し、学校給食をはじめ、将来的には独居老人への配食等、福祉、農・林・商（流通）業関係を併せて考える総合的なもの。

・特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害〔LD〕、注意欠陥/多動性障害〔ADHD〕、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために必要な支援及び適切な教育。



(2) 社会教育の充実

方 向

住民の誰もが、いつでもどこでも学ぶことができ、学んだ成果が生かせるよう、各種施設の整備や学習機会の提供に努めます。また、価値観の多様化や、地域社会の連帯意識の希薄化、地域コミュニティの弱体化などに対応するため、地域社会の教育力を高め、次代を担う子どもたちから高齢者まで、地域社会に生きるすべてのひとびとの活力増進を図っていく必要があります。

このような状況に対応し、地域コミュニティ・ステーション等を核に幅広い世代にわたって、多様な価値観や個性を醸成するための学習活動の機会を拡大していきます。また、地域に息づく伝統文化を知り、体感するとともに、郷土の深い歴史や先人の知恵にふれ、これらを継承していく地域づくりを目指します。

あわせて、学校・家庭・地域社会との連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会の充実に努め、人権意識を高揚させるための教育活動を促進します。

視 点

- 生涯学習の推進体制の整備（地域コミュニティ・ステーション等の活用）
- 多様な学習の機会、学習情報の提供
- 世代間・地域間交流の推進
- 芸術・文化活動の支援
- 生涯学習施設の整備充実
- 学習・体験・交流の機会づくり（農業体験学習プログラム等）
- 人権・同和教育の推進と指導者の養成

用語の解説

- ・コミュニティ P1参照
- ・コミュニティ・ステーション P16参照

(3) スポーツ・レクリエーションの推進

方 向

健康づくりへの意識の高まりや余暇時間の増大などを背景として、さまざまなスポーツ活動やレクリエーション活動へのニーズが高まっています。

地域を中心としたスポーツ・レクリエーション活動が日常的に身近に行える環境を整えるとともに、各種活動を支える組織や団体、指導者の育成が求められています。

誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」を目指します。あわせて各種競技大会において、活躍できる競技者の育成・強化も推進していきます。

スポーツ・レクリエーションの振興については、地域の優れた自然環境を活かした活動、施設の整備などを推進し、交流人口の拡大を促進していきます。

視 点

総合型地域スポーツクラブの育成

指導者の養成と活用

スポーツ・レクリエーション団体の育成

自然利用型公園の整備、各種スポーツ・レクリエーション施設の充実

野外活動（キャンプ、ハイキング、サイクリング、森林浴、自然観察等）の機会充実



用語の解説

・総合型地域スポーツクラブ

複数の種目が用意されており、地域のだれもが、年齢、興味、関心、技術、技能レベルなどに応じて参加できる、住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ。

(4) 青少年の健全育成

方 向

地域コミュニティ機能の低下や、核家族化の進行、経済の低迷、情報化の進展などを背景として、青少年の非行や犯罪の増加、低年齢化などが大きな社会問題となっています。

未来の社会を担う青少年の育成は、すべての大人にとって重要な課題です。

親子の親睦を深める機会の拡大、地域行事への参加、奉仕活動やボランティア活動などへの参加は健全な人格を育みます。

家庭・地域・学校・職場が一体となって青少年の健全育成に取り組める地域づくりを目指します。

視 点

子どもの人権尊重意識・青少年の健全育成意識の醸成

家庭・地域・学校・職場教育の推進

地域行事、奉仕活動やボランティア活動への参加促進

新たな非行・犯罪防止相談窓口の設置

(5) 文化・芸術活動の推進

方 向

今日まで地域で守られてきた有形・無形の文化財を適切に保存するとともに、地域住民の有する個性ある伝統文化、芸術活動、伝統技術を受け継ぎ、さらに発展させるため、これらの活動の活性化を目指します。

新生市の各地域に存在する伝統文化、芸術等を通じた交流の拡大や活動の成果などを披露する場や機会を拡大し、各種活動の活性化や活動する人の自己実現への意欲増進を支援します。

視 点

伝統文化、芸術・技術の継承とひとつづくり

文化芸術団体・個人の登録と活動支援

伝統文化芸術祭（仮称）の開催

文化交流の支援

史跡、文化施設等の整備拡充

用語の解説

・コミュニティ P1参照

(6) 男女共同参画社会の推進

方 向

男女の差別をなくし、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を目指すとともに、男女ともがさまざまな活動に安心して参加できるよう社会の制度や慣行の在り方を考えていく必要があります。

地域のさまざまな計画や方針の決定に女性が参画できる機会を拡大し、また、夫婦がお互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や子育て、学習活動、地域活動ができる社会を目指します。

視 点

男女共同参画計画の策定

男女共同参画社会に向けての学習・啓発活動の推進

男女が共に担う家庭や社会の環境づくり

審議会、地域づくり等への女性の参画機会の拡大

女性の人権擁護体制の整備



3.みんなが住みよい快適環境のまちづくり

(1) 道路ネットワークの整備

方 向

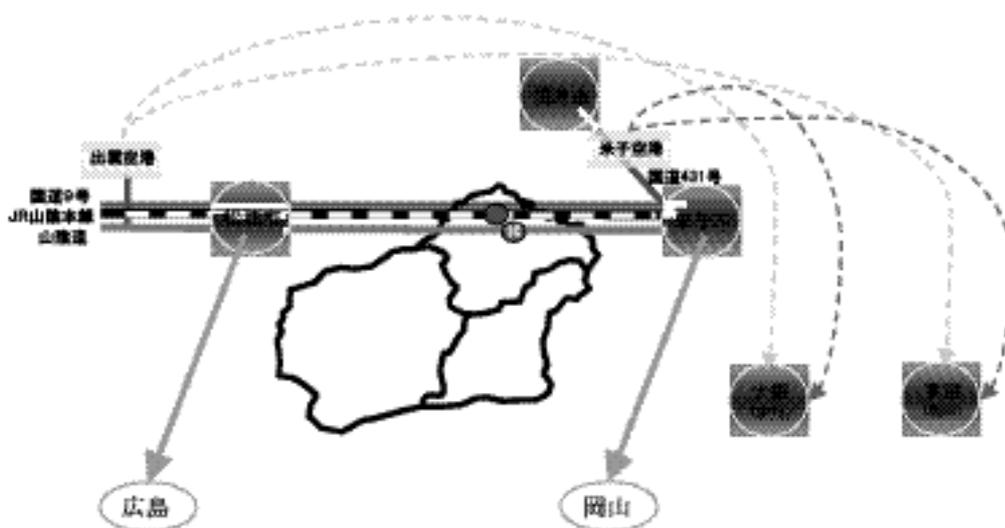
道路ネットワークは、新生市の一体感の醸成、地域活力の向上、住民生活の利便性の向上において重要な役割を担います。

新生市を自在に移動できる道路ネットワーク、広域交流を促進する道路ネットワーク、福祉・産業・教育・文化等の活動を円滑にする道路環境の創出を基本方向とし、「幹線道路」、「地域幹線道路」、「日常的生活道路」の整備促進に努めます。

視 点

- 東西南北・縦横の幹線道路ネットワークの整備促進
- 地域幹線道路ネットワークの整備
- 日常的生活道路の整備（1.5車線の整備含む）
- 中海架橋の建設促進
- トリプル・ポート（陸・海・空3つの港）へのアクセス改善

トリプル・ポートへのアクセスイメージ



用語の解説

・1.5車線の整備

交通量が比較的少ない中山間地域等における生活道路の整備においては、地域の地形や道路の利用状況等を考慮し、待避所の設置やカーブを緩やかにする改良など、従来の2車線改良ではなく1車線・2車線改良を適度に組み合わせた手法。

・トリプル・ポート

一般的には国際重要港湾（シーポート）、国際空港（エアポート）、高速鉄道・道路網（ランドポート）の3つ。

・アクセス P7参照

新生市道路ネットワーク



凡例

-  国道
-  主要地方道・一般県道
-  主要地方道・一般県道
-  主要地方道・一般県道
-  主な市道・農道
-  計画中の道路

「島根県の道路2003」より抜粋

(2) 水環境整備の促進

方 向

住民の健康を育み、守り、いつまでも「きれいな水」を手に入れることができる環境を維持するため、地域における水循環に配慮した総合的な水環境対策を推進する必要があります。

水辺の再生整備等を推進し、緑や河川を媒介とした上下流域住民の交流を促進し、「きれいな水」に対する意識の啓発に努めます。

貴重な生態系の保全、河川や中海の水質浄化に向け、家庭や事業所の生活雑排水・汚水処理対策を推進します。

また、森林・農地の持つ水源かん養機能の保全対策などを推進します。

視 点

水辺（中海、河川）の環境の整備

河川、森林に親しむ地域交流・学習の促進

水質や水源環境の管理体制の確立

生活雑排水の発生源(台所対策等)に対する意識啓発

下水道の整備促進

水源かん養、保水機能の保全

動植物の生息環境の保全

(3) 地域情報化の促進

方 向

情報技術（IT）を基盤とするインターネットやパーソナル・コンピューターなどの急激な普及にともなって、情報に関する環境は一段と複雑、高度になりつつあります。

このような社会環境の中で、住民の安心を支え、諸活動を効率化し、交流を活発化し、地域を活性化するために、地域社会に有益な、時代に即した情報技術（IT）の導入を図ります。

同時に地域情報ネットワークの整備、個人の情報活用能力向上を推進します。

また、電子市役所の構築を推進し、情報技術（IT）を活用した効率的かつ迅速な行政業務を行うことにより、住民サービスの向上に努めます。

視 点

地域イントラネットの構築

住民サービス情報システムの構築

高速情報通信環境（DSL、光ファイバー等）の整備促進

情報活用能力の向上を図る講習会等の開催

他地域との情報交流の促進

移動体通信（携帯電話）網未整備地域の解消

電子市役所の構築

用語の解説

・電子市役所

情報通信技術（IT）を活用し、行政サービス（情報発信、申請・届出・許認可などの行政手続き等）事務事業効率の向上を可能とする機能を備えた市役所。

・地域イントラネット

インターネットの技術を利用して構築される地域内ネットワーク（情報通信網）のこと。

・DSL

Digital Subscriber Line。電話で使っている銅線（メタル）をそのまま使って、高速デジタル通信を行う方法のこと。代表的なものにADSL（非対称デジタル加入者線）がある。

・光ファイバー P19参照

(4) 生活環境整備の促進

方 向

私たちみんなが住みやすく、美しい水や緑、自然との調和を目指し、環境に負荷を与えない自然にやさしい資源循環型の地域社会を形成していく必要があります。

若者の定住を促進する住環境整備や水・緑に恵まれたやすらぎ、憩い、交流の場を創出し、うるおいのある生活空間整備を推進します。

子供やお年寄り、障害者にやさしいユニバーサル・デザイン化を推進します。

イエローバスの利便向上を図り、ひとびとが自在に移動できる交通手段を提供します。特に中山間地域においてはイエローバスによる市街地へのアクセスの向上を図り、生活に必要な日用品を容易に手に入れることのできる環境の整備に努めます。

視 点

省資源・省エネルギー型の地域社会の形成

環境を守る5Rの推進

ゴミの分別収集体制の確立

環境への負荷が少ない処理施設の整備（ゴミ処理施設、し尿処理施設等）

コンポスト(堆肥)化、有機肥料化の推進

公共賃貸住宅の整備、住宅団地の開発

上水道の整備促進

憩いの空間づくりの推進

ユニバーサル・デザインの導入

除雪対策の充実

公園墓地の開発

地域サイン計画の推進

用語の解説

・ユニバーサル・デザイン P19参照

・アクセス P7参照

・5R

①やめる・断わる（リフューズ）＝不要な物は買わない・もらわない②へらす（リデュース）＝むだ使いをへらす③再利用（リユース）＝同じ物を何回も使う④修理する（リペア）⑤資源化する（リサイクル）＝再生できるものは資源回収に出す

・地域サイン計画

サイン＝看板・標識。地域（集落）や道路・施設等、わかりやすい案内看板・標識を計画的に配置していくこと。

(5) 自然環境・景観の保全

方 向

恵まれた自然環境、伝統的な景観は新生市の個性であり財産です。これらを後世に伝えていくことは、この地域に住む私たちの責務です。

緑の山なみ、河川や中海沿岸の水辺の景観など、自然環境の適切な保全を行うとともに、地域の個性である田園風景や町なみなど、美しい景観、歴史的景観の保存・活用に努めます。また、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素の排出抑制に対する意識の高揚を図り、大気汚染の防止に努め、「水と緑と文化が調和する健康・交流のまち」にふさわしい環境と景観を守ります。

視 点

緑の環境保全（緑のダム機能の維持向上等）

多様な生態系に配慮した河川、護岸整備の推進

新エネルギーの活用促進

環境マネジメント規格（ISO 14000シリーズ）に基づいた行政活動の展開

廃棄物の不法投棄監視体制の強化

環境に対する意識啓発、環境学習の推進

住民やボランティア等の活動支援

景観に関する基本計画の策定

史跡・歴史的町なみの保全

用語の解説

・新エネルギー P19参照

・ISO 14000シリーズ

ISO（国際標準化機構）= 国際的な（世界共通の）標準規格を作成する組織。

14000シリーズ = 環境保全（環境マネジメント）に関する標準規格。

(6) 地域防災・防犯の推進

方 向

当地域の歴史を振り返ると飯梨川の度重なる氾濫など、幾多の水害を経験し、今日に至っています。近年では、「鳥取県西部地震（平成12年10月6日に発生）」が、当地域においても甚大な被害をもたらし、改めて自然災害の恐ろしさを実感させられました。

今後は、こうした水害や地震をはじめとする自然災害に迅速に対応できるまち、地域の安全は地域で守るまちづくりが求められます。

住民の生命や財産を守るため、河川の氾濫防止対策、土砂流出・地すべり対策等を推進するとともに、地域の実情に合った防火体制や消防・防災体制の充実を図ります。また、関係機関との連携を深め、交通安全、防犯対策も強化していきます。

視 点

防災行政体制の構築（地域防災計画、防災拠点の整備等）

迅速な情報・伝達網づくり（防災行政無線等）

消防施設・設備の整備

地域消防団との連携による消防・防災体制の強化

歩車道分離や交通安全対策（街路灯・カーブミラー設置等）の推進

交通安全意識、防犯意識の啓発

河川改修、地すべり、がけ崩れ、砂防対策の充実

4.多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり

(1) 農林業の振興

方 向

農業・林業の振興は地域活力の向上にとって不可欠な要素です。

活力ある農業生産に向けて、豊かな自然、地域の特性を生かしながら、担い手の育成確保に努め、「生産基盤の整備」「生産団地の育成」「流通体制の構築」「加工対策」「ブランド化」などを中心とし取り組んでいきます。また、有機農産物等の環境にやさしい農業を目指し、生産者と消費者が連携した地産地消、農作物の鳥獣被害対策等も積極的に推進します。

林業については、森林の持つ水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能を十分に発揮する豊かな森づくりを目指して、林道整備、間伐を計画的に行い、シイタケ等の特用林産物の振興などに取り組みます。

視 点

農業後継者、集落営農組織の育成
ふるさと公社（仮称）の設立
ほ場、農道等の生産基盤の整備
低コスト稲作と特色ある米づくり
果樹・野菜・園芸作物の振興、団地化の推進
畜産施設の整備支援、肉用牛、酪農の振興
安能農道を軸とした農畜産物の流通拠点施設等の整備
農畜産物の加工、高付加価値化、販路の拡大（契約栽培の促進）
ドジョウ等の地域特産物のブランド化
有機農産物、エコロジー農産物の生産拡大
農産物直売施設の拡充、学校給食等を通じた地産地消
耕作放棄地、遊休農地の有効活用
新規就農者の支援
市民農園の開設、貸農園の整備
イノシシを中心とした鳥獣被害対策の強化
林道、作業道の整備
間伐の計画的実施と間伐材の利用促進
育成複層林施業の推進
シイタケ、タケノコ等の特用林産物の振興

用語の解説

・特用林産物

森林から生み出される木材以外の生産物。「シイタケ」「エノキタケ」「ブナシメジ」等のきのこ類、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、樹実類、山菜等のこと。

・ふるさと公社（仮称）

基本的には、現行の「広瀬町農林公社」を拡充したもの。将来的には特産品の開発・販売、農地の保全や労働力の斡旋など、総合的に農林業の振興を推進・実行する団体。（構想）

- ・安能農道

伯太町母里～安来市上吉田～広瀬町菅原を結ぶ農業経営基盤の基幹連絡道。

圏域内の連携を強化し、一体的な農畜産物生産体制の確立及び生産量の拡大・安定化を図ると同時に、新しい物流システムの確立による高効率な農産物供給地域の形成を目的とした道路。

- ・エコロジー農産物

島根県が独自に推奨する農産物で、減農薬、減化学肥料により生産されたもの。

- ・育成複層林施業

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業。

(2) 商工業の振興

方 向

産業を活性化し、地域を元気にする起業家を育て、自立した個人の自己実現と地域活力の向上を目指します。

商業は、商工会議所・商工会を中心とする商業振興イベントの開催支援、空き店舗を活用した商店街の活性化促進等により、まちづくりと一体となった商業振興を図ります。

また、中山間地域においては、地域の要望にあった商品宅配システムの構築を推進するなど、生活に必要な日用品を容易に手に入れることのできる環境の整備に努めると同時に、地域商業の活性化を図ります。

工業は、金属加工を核に、新たな関連企業の誘致や起業家の育成を支援する一方で、産学官の連携強化、研究基盤を持たない中小企業への支援を行い、新技術、先端技術の開発を促進します。

さらに、創業、経営革新、多角化、eビジネスなど、新分野への進出を側面的に支援します。

視 点

物品販売促進イベントの開催支援

空き店舗への対応（交流空間づくり）

空き店舗等を活用した創業（NPO、コミュニティ・ビジネス、SOHO）支援

商品宅配システムの構築支援

店舗ファサード改装、製造販売一体型の店舗づくりへの支援

圏域内商業施設へのアクセス向上、買物バスの利便性向上

新技術、先端技術の開発支援

伝統技術を活用した産業振興の推進

鉄鋼業、機械部品加工業の共同受注・販路拡大支援

eビジネスのまち構築支援

地元特産品の情報発信、販路拡大の支援

伝統産業（織物、染物、和紙、陶芸品、鍛造品、木材加工品等）技術の継承支援

異業種交流や共同受注の支援

用語の解説

・ eビジネス

広義には、インターネットのほか、EDI(電子データ交換)などのコンピュータ・ネットワークを基盤として、顧客や企業間の取引をオンラインで行うeコマース(電子商取引)、情報提供やマーケティングなど、ネットワークベースで行われる業務活動のこと。

- ・ N P O P27参照
- ・ コミュニティ・ビジネス
地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すもの。
- ・ S O H O
スモールオフィス・ホームオフィス。在宅勤務を含めた小規模オフィスでの勤務形態。
- ・ 店舗ファサード
店舗の正面部分。
- ・ アクセス P7参照

(3) 観光の振興

方 向

新生市内には、価値ある遺跡や史跡、まつり、古社寺、茶室・庭園をはじめ、優れた文化財（芸術・美術品、伝統工芸品、伝統技術、伝統芸能等）が豊富に保蔵されています。

また、美しい田園景観、雄大な眺望、素晴らしい泉質と湯量を誇る温泉などに恵まれています。

このような資源を活かし、観光協会を軸に観光資源の「ルート化」、「連携強化」、「情報発信強化」を図り、地域の歴史や伝統を実感できる「体験型観光」、美しい自然と農村文化にふれる「グリーン・ツーリズム」などを推進し、観光産業の基盤整備に努めます。

視 点

- 安来節、月山富田城、チューリップを核とした観光振興
- 安来節会館の建設
- ドジョウ料理の開発
- 鷺の湯温泉、上の台緑の村、富田山荘・湯田山荘の充実
- 観光ルートの開発、観光施設同士の連携の強化
- 観光データ・ベース化による情報発信
- ボランティアガイドの育成
- 体験型観光（染物、紙漉き、陶芸、農作業など）の振興



● 用語の解説 ●

- ・データ・ベース
関連する各種のデータを一カ所に集中・整理したもの。
- ・グリーン・ツーリズム P20参照

(4) 雇用の促進

方 向

長く低迷している経済状況の中、失業者の増加や就職難が続くなど、雇用をめぐる情勢は極めて厳しいものがあります。

このような雇用環境のなかで、地域の雇用を確保していくため、環境分野、農林業分野、福祉分野を中心に雇用の機会拡大に向けた取り組みを促進します。また公共施設等の整備・維持、公共サービスの運営については官民の適切な役割分担に基づく、新たな官民パートナーシップの形成に努めます。

企業誘致については、生産拠点の海外移転等の空洞化が激しく、容易ではありませんが、県や関係諸団体との連携を強化する一方、地域活力の向上を目指した新たな施策を展開することとします。

視 点

- U・J・Iターン者の受け皿づくり
- 新規就農者受け入れ体制の整備・拡充
- シルバー人材センターの拡充
- 農繁期の作業受託、山林保全作業の受託グループの育成
- 定年帰農の推進
- 女性の社会進出の支援
- 島根東部地域職業訓練センターの活用
- 企業誘致による就労の場の創出

用語の解説

- ・ Uターン
大都市などに移住した人が、再び出身地やもとの居住地に戻ることに
- ・ Jターン
大都市の大学などの卒業生が、出身地の近くにある中核都市などに移り住むことに
- ・ Iターン
大都市などで生まれ育った人が、地方に移り住むことに

5.参加と交流のまちづくり

(1) 地域コミュニティの確立

方 向

高齢者世帯の増加、核家族・共働き世帯の増加、就業者の通勤範囲の拡大等により、地域の活力・住民の自治能力は次第に弱まりつつあります。

地域に息づく伝統文化をもう一度見つめ直し、地域を元気にし、発展させていくために地域コミュニティの確立を推進します。

身近な共通課題は地域でともに考え、住民自らが話し合い、地域でともに助け合い解決していくことが地域コミュニティ、住民による自治の原点であると考えます。これまで行政主導で行ってきた活動を地域住民が主体となり、行政が側面から支援する仕組みを創出し、地域社会を新たな形で活性化する方向を目指します。

公民館区域を一つの地域単位として、諸行事等自治活動への支援を行うとともに、地域の活動を活発にする情報ネットワーク基盤（地域イントラネット）を整備します。さらに、地域の活動（地域振興・生涯学習等）、共助の地域づくりの核となる拠点施設“地域コミュニティ・ステーション”の整備を推進し、住民の自治能力の向上、地域コミュニティの確立を図ります。

視 点

地域コミュニティ・ステーションの整備

地域コミュニティの情報発信・情報の共有の強化

情報インフラ（光ファイバーケーブルによる地域イントラネット等）の整備

公民館、体育協会、消防団等の地域活動支援

地域のイベントや伝統行事などの支援

地域課題の解決や活性化に向けた行政との協働の実践

地域ボランティア団体の育成

shinsei

用語の解説

- ・コミュニティ P1参照
- ・地域イントラネット P39参照
- ・コミュニティ・ステーション P16参照
- ・光ファイバーケーブル P19参照

(2) 共助の地域づくり

方 向

私たちは、地域において“ひと”と“ひと”の関わりや組織・団体同士の関わり合い、都市と農山村地域との関わり合いなど、さまざまな関係を保ちながら生活しています。

このような関係が良好に保たれるためには、多様な主体者（住民、NPO、ボランティア、行政、団体、企業など）が対等なパートナーとして社会に参加・参画できる環境が必要となります。これらの主体者が相互に助け合い、連携して不足するものを補い合うこと（連携・補完）によって地域の繁栄、地域における安心感のある暮らしが実現できるものと考えられます。

また、今なお根強く残る偏見や差別意識、高度情報化や国際化、社会経済状況の変化等を背景に、人権に関するさまざまな問題が発生しており、今後より一層、人権意識の高揚を図っていく必要があります。

新生市においては、あらゆる偏見や差別意識の完全解消のための総合的な人権教育を推進する一方で、地域においても住民一人ひとりが、同和教育をはじめ人権問題について学習できる機会の拡大に努め、人権を尊重した共助の地域づくりを目指します。

視 点

地域コミュニティ相互の交流機会の拡大

思いやりのある相互扶助の地域づくりの推進

地域に根付いてきた祭事、伝統行事を通じたコミュニティ意識の醸成

NPO・各種団体等との協働による地域づくりの推進

人権教育・啓発に関する基本方針等の策定

人権意識高揚のための啓発活動

ノーマライゼーションの地域づくり

人権相談窓口の拡充

在住外国人のための相談体制の整備

用語の解説

- ・ NPO P27参照
- ・ コミュニティ P1参照
- ・ ノーマライゼーション P17参照

(3) 多様な交流の促進

方 向

“ひと”と“ひと”の出会いやふれあいを大切にした近隣都市との交流、住民や民間団体が主役として活躍できる国際交流を図り、新しい価値観や考え方にふれる機会、異文化にふれる機会の拡大を推進します。

また、多彩な交流の拡大に向けて、地域の優れた歴史、景観、文化などの素材を生かした環境の整備、道路ネットワークの整備、情報通信網の整備に努めるとともに、国際化に対応できる人材の育成、外国語習得の機会の拡大にも力を注ぎます。

視 点

ミリアン
密陽市（大韓民国慶尚南道）との姉妹都市交流の継続
異文化（国際）交流の推進
外国語指導者の招へい
交流促進施設の拡充
デュアルライフの推進
中海ふれあい公園（仮称）の整備促進
親水空間、市民の森、水と緑の空間(エコ・フィールド)の活用
ウォーターフロントの整備
史跡・歴史的町なみの活用
伝統的祭事、伝統行事による交流促進
青空市・朝市の創出

用語の解説

・デュアルライフ

都市と農村の共生・対流を促進する都市と農山村を双方向に行き交う生活スタイル、農山村の魅力を享受できる生活スタイル。

・ウォーターフロント

港湾などの水辺の空間。

(4) 連携の地域づくり

方 向

私たちの新しいまちは、山陰両県の中央、中海圏の中央に位置します。さらに新生市は、この中海圏沿岸部に連担して広がる都市的地域の中にあつて、自立的に人が生活するのに必要な要素（豊かな水・緑・エネルギー・技術・食糧・歴史・文化など）をバランスよくそなえる都市となります。

今後は、このような特性を最大限に活かし、中海を取り巻く都市との連携を深め、個性と存在感のある「水と緑と文化が調和する健康・交流のまち」への成長を目指します。

視 点

都市間連絡道路網の整備促進

高次都市機能（国際空港・国際港湾・高度医療施設等）へのアクセス改善

広域連携を図る協議会等の組織化

多様な組織等（住民・行政・企業、各種団体）の連携強化

6.主要施策事業

(1) 最重点事業

項 目	事 業 名
-1.地域のなかで支えあう安心のまちづくり	地区介護予防拠点施設
-2.人が輝く活力発揮のまちづくり	セントラルキッチン整備
-3.みんなが住みよい快適環境のまちづくり	地域情報ネットワーク整備事業
	消防庁舎・防災センター建設
-4.多彩な魅力と想像力豊かなまちづくり	ふるさと公社（仮称）設立
-5.参加と交流のまちづくり	コミュニティ・ステーション開設（公民館機能拡充）
.公共施設の統合整備	本庁舎建設



(2) 重点事業

項 目		事 業 名		
-1.地域のなか で支えあう安心 のまちづくり	保健・医療の充実	広瀬病院医療設備・拡充事業	医療機器の更新・新規追加 附帯施設整備	
	子育て環境の充実	次世代育成支援対策事業		
		保育施設整備・拡充事業	赤屋保育所	
	高齢者福祉の充実	地区介護予防拠点施設整備事業	地区介護予防拠点施設 [特養]伯寿の郷増築(増床)	
		介護保険施設整備費交付金(補助)交付事業		
-2.人が輝く活力 発揮のまちづくり	学校教育の充実	学校施設整備事業	社日小学校改築	
-3.みんなが住 みよい快適環境 のまちづくり	道路ネットワーク の整備	道路整備・改良事業	矢田新宮線	
			清瀬神宮寺線	
			安来港飯島線	
			和田南線道路	
			沢吉岡線	
			社日橋東線(臼井地内道路改良)	
			木戸川東線	
			月山線	
			塩谷牧谷線	
			塩谷線	
			杉谷線	
			広瀬布部線	
			局部改良(八城、宇波 町 帳5号 天場、菅沢線)	
	井尻福富線			
	峠之内大谷線			
	久之谷線			
	北谷学校線			
	水環境整備の 促進	公共下水道整備事業		布部地区
		農業集落排水施設整備事業		山佐地区
				横屋(峠之内)地区
		小規模集落排水施設整備事業		西谷地区
	個別排水処理施設整備事業		日次地区	
			吉田地区	
		広瀬地区 伯太地区		
地域情報化の 促進	地域情報ネットワーク整備事業	地域イントラネット基盤施設		
	移動体通信(携帯電話)不感地域解消事業			
生活環境整備の 促進	公的住宅整備事業		臼井団地	
			汐彩住宅団地	
			広瀬地区住宅団地 安田団地	
	上水道施設改良整備事業	水源地、配水・老朽管等改良		
	簡易水道整備事業		東比田地区簡易水道 施設改良	
			小竹地区簡易水道 福富飲料水供給施設	
	憩いの空間づくり推進事業			
地域防災・防犯の推進	消防・防災施設整備拡充事業	ポンプ自動車、積載車		

項 目		事 業 名	
-4.多彩な魅力 と想像力豊かな まちづくり	農林業の振興	農業生産基盤整備事業	農道整備（西市～大塚） ほ場整備（八方原、牧谷、 踊原、金原）
		生産活動支援事業／生産施設等整備事業	
		特産品振興事業	ドジョウ振興
			和牛振興
			お茶振興
	農産物直売施設整備事業	西比田直売施設	
	林道作業道整備等整備事業	木呂畑 伯太地内（4路線）	
商工業の振興	市街地活性化事業	安来駅前整備（駅舎改築） 旧鎌田邸整備	
観光の振興	安来節会館建設		
-5.参加と交 流のまちづくり	多様な交流の促進	国際交流事業（民間交流事業）	
		交流促進施設整備・拡充事業／親水 空間、エコ・フィールド活用事業	湯田山荘交流促進施設整備 （産直施設等）
		史跡・歴史的町なみ保全事業	史跡富田城跡環境整備 荒島古墳群整備
公共施設の統 合整備	広瀬地区統合中学校建設		
その他	地籍調査	山林地籍調査	
		公共関連地籍調査	
		安来地区地籍調査	
	全棟調査		



V. 新市における島根県事業の推進

1. 島根県事業の推進

新生市は島根県と連携を図り、社会基盤整備をはじめ、住民福祉の向上に努め、将来像の実現を目指します。

特に道路、河川、砂防、港湾、治山、農業・農村基盤整備に係る事業については、島根県が主体となる事業、あるいは島根県と一体となって取り組む事業が多く、新生市においてもこれらが円滑に実施されるよう協力するとともに、事業の早期着手、早期完了に向けた調整・推進を図ることとします。

なお、これまで安来市、広瀬町、伯太町がそれぞれに要望を行ってきた事業については、基本的には新生市においても引き継ぎ、協議・調整を行います。

2. 主要な島根県事業

事業名		事業実施箇所	
(土木・建設―道路)			
国道432号 菅原広瀬バイパス		広瀬町菅原～祖父谷	
[主]	安来木次線 切川工区	安来市切川～安来道路側道	
	都市計画街路(道路)事業 飯島切川線	安来道路側道～飯島	
[主]	安来伯太日南線 母里工区	伯太町安田～東母里	
	井尻工区	伯太町東母里～井尻日次	
[主]	安来伯太日南線	伯太町草野(六呂坂)等	
[一]	広瀬荒島線 田頼工区	安来市田頼	
[一]	布部安来線	上吉田工区	安来市上吉田
		宇波工区	広瀬町宇波水田原尻橋区間
			広瀬町宇波水田原～肥育センター区間等
[一]	安来インター線 島田工区	安来市細井～須崎	
[一]	清水寺線 清水工区	安来市清水	
[一]	米子広瀬線 安田工区	伯太町未明地内(焼橋)	
[一]	米子伯太線 吉佐工区	安来市吉佐～伯太町安田山形	
[一]	草野横田線	広瀬町東比田道城～伯太町草野	
[一]	東比田布部線	広瀬町東比田～布部(大峠地内)	
[一]	西伯伯太線 須山工区	伯太町須山福富	
[一]	本山伯伯太線 小竹工区	伯太町上小竹	
(土木・建設―環境)			
港湾整備事業	廃棄物埋立護岸整備	安来港	
	汚泥浚渫		
	道路・防波堤		
中海ふれあい公園(仮称)整備事業		安来市穂日島	

事業名		事業実施箇所
(土木・建設－河川)		
吉田川河川整備事業		安来市沢～吉田口
田頼川河川整備事業		安来市山根～JR
木戸川河川整備事業		R9～安来伯太日南線
津田平川河川改修事業		安来市西赤江
蛇喰川河川改修事業		伯太町安田～東母里
道尻川河川改修事業		安来市利弘
新宮川河川改修事業		広瀬町富田
飯梨川広域基幹河川改修事業		安来工区
		広瀬町布部工区
(土木・建設－砂防)		
大谷奥川通常砂防事業		広瀬町下山佐
新市川通常砂防事業		広瀬町広瀬
卯月川通常砂防事業		伯太町西母里
(土木・建設－急傾斜地)		
植田地区急傾斜地崩壊対策事業		安来市植田
神庭地区急傾斜地崩壊対策事業		安来市神庭
(土木・建築住宅)		
県営住宅(臼井団地)整備事業		安来市臼井団地
(農林水産)		
安能広域農道整備	第1期地区	広瀬町～安来市～伯太町
	第2期地区	
笹刈農道整備		広瀬町～伯太町
金屋子地区農道整備	第3期地区	広瀬町西比田～西谷
	第4期地区	
宇賀荘第一地区県営ほ場整備		安来市宇賀荘
宇賀荘第二地区県営ほ場整備		
安田地区ほ場整備		伯太町安田
農業用水確保対策		国営中海土地改良事業受益地区
山地治山事業(治山事業)		全域
保安林整備事業(治山事業)		全域
水土保全事業(治山事業)		全域
農業用河川工作物応急対策事業	水門改良	田頼川(山根地区)
		伯太川-伯農水(母里岩居)

中海架橋、荒島 東出雲町意東を結ぶ農道、林道 須谷山佐線、一般県道本山伯太線及び西伯伯太線の赤屋地内の整備・推進については、今後も重要な懸案として扱うこととし、事業の実施に向け、要望・協議を継続します。



VI. 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備

これまでそれぞれの市・町で整備を行ってきた公共施設については、新生市民共有の財産として、住民福祉の向上のために有効に活用することを基本とします。

今後については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、地域住民とともに逐次検討を行い、無駄の無い適正な配慮と整備に努めます。

新庁舎建設

新生市庁舎の建設については、合併後、位置、規模、機能などを決定し、建設を推進します。

広瀬地区統合中学校建設

広瀬地区の中学校を統合し、「広瀬町統合中学校」の建設を推進します。

給食施設統合

地元で生産された食材を利用し、学校給食をはじめ、将来的には独居老人への配食等、福祉、農・林・商（流通）業関係が一体となって稼動する総合的な給食センターの整備を推進します。
(セントラル・キッチン構想)

消防庁舎建設

消防庁舎については、市役所（本庁・支所）との連携強化を考慮し、建設を推進します。

● 用語の解説 ●

・セントラル・キッチン P31参照

VII. 財政計画

新生安来市財政計画

【総論】

新生安来市の財政計画においては、合併後も現状の1市2町の行政サービス水準を維持していくことを前提とし、現行の歳入を基礎に、合併による効果を創出し財政基盤の強化を図っていくものとする。

なお、平成25年度の中期財政計画に沿って策定した。平成17年度から平成24年度までの数値は、それぞれの年度の決算値である。

【歳入】

○地方税

- ・法人市民税均等割については、現行程度とし、法人税割は平成23年度税制改正による減収を見込んだ。
- ・固定資産税については、土地は地価下落傾向を見込み、家屋については、評価替年度において経年減価を見込んだ。
- ・軽自動車税については車種ごとに増減を見込んだ。

○地方譲与税

現状維持とした。

○普通交付税

合併算定替の特例の段階的廃止の影響を見込んだ。

○特別交付税

現状を基に普通交付税の配分変更を見込んだ。

○交付金

地方消費税交付金の地方配分増を見込んだ。それ以外は現状維持とした。

○分担金・負担金

現状維持とした。

○使用料・手数料

現状を基に消費税増税による影響を見込んだ。

○国庫・県支出金

普通建設事業に係るものを除き現状維持とした。

○財産収入

現状維持とした。



○繰入金

普通建設事業等に係るもの及び単年度の財源不足額等を基金から繰入れた。

○諸収入

微減とした。

○地方債

普通建設事業充当分（合併特例債、その他の地方債）、基金造成分（合併特例債）及び臨時財政対策債相当の地方債を見込んだ。なお、継続事業や通常事業へも合併特例債を充当することにより、後年度の財政負担の軽減を図るものとした。

【歳 出】

○人件費

- ・ 各種委員報酬については現行程度を見込んだ。
- ・ 職員給等については抑制するものとして見込んだ。

○扶助費

現状維持とした。制度は現行のまま、対象者（児童手当）の減を見込んだ。

○公債費

事業計画により起債見込分に係るものを見込んだ。

○物件費

消費税増税分の影響を見込んだ。

○維持補修費

消費税増税分の影響を見込んだ。

○補助費等

微減とした。

○繰出金

特別会計等への繰出であり、経営計画に基づく繰出相当額を見込んだ。

○その他

出資金、貸付金は現状維持とし、積立金については特例債による基金造成を含んだ。

○普通建設事業費

事業計画により平成30年度までは、所要の特定建設事業を見込んだ。

歳入

(単位:千円)

区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
地方税	4,600,803	4,627,089	5,104,763	5,468,861	5,076,707	4,871,483	4,986,795	4,915,457	4,953,293	4,902,006	4,776,403	4,722,153	4,670,139	4,553,820	4,505,987
うち市民税	1,520,284	1,611,351	1,997,182	2,311,134	1,833,649	1,627,921	1,737,862	1,783,432	1,776,931	1,772,547	1,758,655	1,744,933	1,731,377	1,717,985	1,704,758
うち固定資産税	2,769,332	2,689,081	2,788,679	2,838,704	2,925,585	2,922,826	2,891,311	2,773,152	2,782,559	2,735,294	2,623,210	2,582,298	2,543,446	2,440,111	2,405,085
地方譲与税	531,788	706,946	372,721	364,561	341,987	334,375	261,509	245,039	260,700	260,700	260,700	260,700	260,700	260,700	260,700
普通交付税	7,770,110	7,476,361	7,507,465	7,853,338	7,668,758	8,249,014	8,571,581	8,398,387	8,374,874	8,329,283	8,199,168	7,941,893	7,747,681	7,658,432	7,719,665
特別交付税	1,200,115	1,200,131	1,130,125	1,201,412	1,225,523	1,360,030	1,354,981	1,216,613	1,000,000	990,000	980,000	980,000	980,000	980,000	980,000
交付金	704,453	677,290	593,392	561,197	544,111	531,822	492,446	447,552	442,400	514,400	694,400	800,600	800,600	800,600	800,600
分担金・負担金	243,017	269,030	167,277	178,813	191,094	160,913	184,954	171,367	155,709	153,567	153,567	153,567	153,567	153,567	153,567
使用料・手数料	645,674	631,168	693,419	692,235	694,075	686,908	662,989	664,061	660,511	666,256	668,726	671,862	676,867	672,100	671,867
国庫支出金	2,295,407	1,971,262	1,246,996	1,991,941	2,335,777	3,634,650	3,903,994	2,427,850	3,300,435	2,030,090	1,965,106	1,849,225	1,997,059	1,850,320	1,815,396
都道府県支出金	947,693	1,044,434	1,173,994	1,088,936	1,134,365	1,275,946	1,451,896	1,461,455	1,419,422	1,083,205	1,114,747	1,113,804	1,083,705	1,096,297	1,105,029
寄附金	0	16,110	0	7,272	7,981	107,850	5,525	9,250	24,400	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
繰入金	457,220	428,877	89,456	79,846	351,167	10,945	183,645	47,624	384,000	275,821	717,134	891,509	659,988	432,028	625,756
繰越金	590,350	440,468	438,374	483,931	816,826	775,894	850,385	547,872	647,444						
諸収入	577,712	575,685	560,332	631,046	583,055	532,391	567,146	529,068	536,338	520,048	518,949	524,329	527,030	510,329	521,114
その他	24,941	76,987	101,454	101,480	46,722	54,692	329,808	53,976	19,830	8,862	8,782	8,162	8,052	8,082	8,082
地方債	4,216,350	3,194,140	2,069,595	1,482,645	2,650,030	2,291,750	2,660,100	3,673,500	5,243,212	4,473,800	8,205,300	4,151,300	1,878,900	1,899,800	1,696,000
うち合併推進債	228,800														
うち旧合併特例債	830,600	1,374,700	708,100	364,000	517,700	298,700	732,800	1,318,500	1,523,800	1,673,400	2,598,400	1,225,600	84,500	132,500	64,100
うち基金造成合併特例債	95,000	95,000	95,000	95,000	190,000	285,000	285,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	9,900
合計	24,805,613	23,335,978	21,249,353	22,187,514	23,668,178	24,878,663	26,447,754	24,809,071	27,422,568	24,218,038	28,272,882	24,079,104	21,454,288	20,886,075	20,873,763

歳 出

(単位:千円)

区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
人件費	5,179,674	5,037,330	4,521,133	4,431,677	4,329,215	4,352,175	4,436,924	4,357,328	4,308,661	4,283,145	4,215,027	4,180,769	4,161,627	4,068,745	4,053,705
うち議員・委員等報酬	416,305	365,335	342,166	398,863	393,885	413,716	402,496	399,821	433,804	408,949	417,877	393,430	409,212	409,327	408,899
うち特別職・一般職給与	3,490,632	3,313,592	3,052,670	2,952,858	2,837,227	2,814,665	2,804,496	2,763,770	2,745,058	2,744,995	2,683,527	2,660,915	2,632,650	2,566,352	2,543,976
扶助費	1,937,031	1,971,145	2,207,898	2,242,375	2,294,605	2,767,484	2,951,922	3,140,977	3,219,600	3,205,200	3,200,400	3,184,800	3,169,700	3,154,800	3,140,800
公債費	4,495,158	4,779,470	4,843,752	4,677,511	4,326,796	4,200,563	3,625,383	3,493,920	3,573,835	3,654,008	3,724,319	3,914,270	3,964,876	3,972,566	4,262,674
物件費	2,611,745	2,410,318	2,631,099	2,634,122	2,810,107	2,888,819	2,943,820	2,961,586	3,307,663	3,228,643	3,205,138	3,288,854	3,353,007	3,353,111	3,319,437
維持補修費	140,626	96,038	112,561	151,519	90,258	159,546	168,988	150,486	152,370	157,577	159,867	162,171	163,009	163,847	164,685
補助費等	1,351,163	1,468,994	1,256,392	2,016,613	1,754,201	1,325,981	1,389,889	1,293,365	1,512,197	1,351,700	1,340,200	1,341,300	1,296,600	1,267,400	1,237,400
繰出金	2,288,982	2,274,281	2,290,773	2,443,723	2,561,939	2,630,490	2,747,110	2,757,180	2,876,183	2,883,665	2,885,081	2,964,397	2,918,562	3,099,677	3,084,275
その他	448,551	457,802	447,813	867,721	1,006,338	1,460,259	2,299,669	1,434,489	1,253,244	1,050,175	1,048,542	726,724	728,014	430,044	327,402
うち基金積立	112,100	127,824	115,295	528,332	505,379	1,133,050	1,970,890	1,107,670	662,463	724,318	723,315	402,736	402,626	102,656	2,656
投資的経費	5,912,215	4,402,226	2,454,001	1,905,428	3,718,825	4,242,961	5,336,177	4,572,296	7,218,815	4,403,925	8,494,408	4,315,819	1,698,893	1,375,885	1,283,385
うち合併推進・特別関係事業費	1,128,700	1,906,300	823,200	460,300	609,600	482,100	891,300	1,546,000	1,781,119	1,981,985	2,746,800	1,531,100	155,000	222,000	150,000
合計	24,365,145	22,897,604	20,765,422	21,370,689	22,892,284	24,028,278	25,899,882	24,161,627	27,422,568	24,218,038	28,272,982	24,079,104	21,454,288	20,886,075	20,873,763

VIII. 資 料

◆ 新市建設の基本方針 ◆

【新市の将来像】

新生、安来市 **元気・いきいき・快適都市** ~水と緑と文化が調和する健康・交流のまち~

- ◆ひと・物・情報が活発に行き交う環境を整え、産業の振興、地域活力の創造に努め、すべてのひとびとが元気でいきいきと快適に暮らせる都市、中海圏域において存在感ある都市を目指します。
- ◆健康で心豊かな多様な“ひと”を育み、水と緑に代表される豊かでうるおいあふれる美しい自然と、永い時と先人の叡智が醸成した個性ある伝統文化が調和するまちを目指します。

新市建設の基本方針

【まちづくりの基本理念】

◆発展を支える視点◆

① **元気な“ひと”**
(健やかな命・コミュニティ)

② **活力ある“生業”**
(いきいきとした
伝統あるものづくりの技・産業)

③ **快適な“環境”**
(優れた居住空間・豊かな自然、生態系)

『自然』『文化』『健康』『交流』
をテーマとして新市建設に取り組む

【新市の基本目標】

『目指そう！ 自活と共助のまちづくり』

自らたくましく生き(自活)、共に助け合い(共助)、
成長し支えあえる地域社会の構築

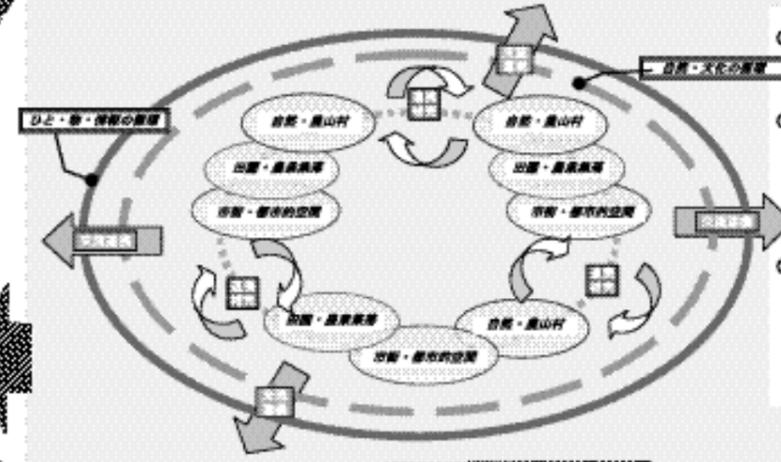
【合併前のまちづくり計画の概要】

安来市：みんなで創るやすらぎのまち
~元気あふれる文化交流都市~

広瀬町：人と自然にやさしいまち
~水と緑の住環境都市~

伯太町：はなひらくまち
~水と緑が輝く彩り豊かな田園都市~

土地利用・都市構造



- 新市の地域的特性を認識しながら、それぞれの機能を有効に生かす土地利用を促進。
- 各地域が持つ機能を分担・連携・相互補完し、自然との調和と保全、自然条件の利活用、都市的機能・住環境の集積などの多様な特性を持つ地域が連携し、より豊かな住民生活を創造。
- 新市全域のネットワークの充実強化によるだれもが自由に交流・アクセスできる生活・交流基盤の整備。

新市創造を促進する4つの『夢』戦略

◎円滑で活発なひと・物・情報交流『夢』戦略

◎元気で多彩なコミュニティ形成『夢』戦略

◎安心して健やかな暮らしづくり『夢』戦略

◎豊かで誇れる中山間地域創造『夢』戦略

新市建設の基本方針(5つの柱)と【施策体系】

1. 地域の中で支えあう安心のまちづくり

- 保健・医療の充実
- 地域福祉の充実
- 子育て環境の充実
- 高齢者福祉の充実

健康・安心・生きがいの創造

2. ひとが輝く活力発揮のまちづくり

- 学校教育の充実
- 社会教育の充実
- スポーツ・レクリエーションの推進
- 青少年の健全育成
- 文化・芸術活動の推進
- 男女共同参画社会の推進

教育・文化の充実

3. みんなが住みよい快適環境のまちづくり

- 道路ネットワークの整備
- 水環境整備の促進
- 地域情報化の促進
- 生活環境整備の促進
- 自然環境・景観の保全
- 地域防災・防犯の推進

定住環境の整備促進

4. 多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり

- 農林業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用の促進

産業の振興

5. 参加と交流のまちづくり

- 地域コミュニティの確立
- 共助の地域づくり
- 多様な交流の促進
- 連携の地域づくり

参加と交流の促進

新生、安来市まちづくり計画の概要 2
(安来市・広瀬町・伯耆町合併協議会)

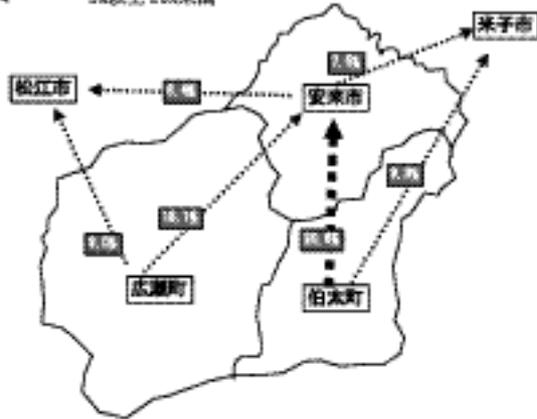
新市建設の基本方針(5本柱)～【施策体系】と施策展開の視点

1. 地域の中で支えあう安心のまちづくり	2. ひとが輝く活力発揮のまちづくり	3. みんなが住みよい快適環境のまちづくり	4. 多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり	5. 参加と交流のまちづくり
<p>－施策展開の視点－</p> <p>■保健・医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「健康新生市21」、「健やか親子21」の策定・推進 ○保健事業（各種健康診査、健康相談等）の充実 ○IT健康管理システム・IT健康相談システムの構築 ○生活習慣病、介護予防対策の推進 ○思春期保健対策の強化と健康教育の推進 ○母子保健対策の拡充 ○乳幼児医療費助成制度の拡充 ○口腔歯科保健対策の推進 ○広瀬病院の医療設備の拡充 ○へき地医療体制の確保 ○感染症・難病等に関する正しい知識の普及と人権擁護施策の推進 <p>■地域福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画の策定・推進 ○福祉教育の充実・推進 ○権利擁護事業の推進 ○NPO法人、ボランティア団体の育成 ○福祉関係（法人）団体との連携による福祉サービス供給体制の拡充 ○障害（児）者の自立支援と社会参加促進 ○三障害を包括した総合支援窓口の設置 ○社会参加、社会復帰支援策の拡充 ○授産施設、共同作業所等の整備・拡充 <p>■子育て環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次世代育成支援計画の策定・推進 ○子育てコミュニティ（地域の子育て支援ネットワーク、ファミリー・サポート）の拡充 ○子育て支援センターの設置 ○待機児童ゼロを目指した施設配置 ○保育メニューの拡充 ○保育施設の整備・拡充 ○放課後児童クラブの拡充 ○幼保の一元化 ○子どもの人権擁護体制の整備 <p>■高齢者福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者生きがい対策の推進 ○高齢者の生活の質向上のための施策展開 ○高齢者の福祉・交流（社会参加）の場づくり ○養護老人ホームの施設整備 ○高齢者生活支援ハウスの設置 ○在宅介護支援、介護保険事業の充実 	<p>－施策展開の視点－</p> <p>■学校教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみ教育の意識醸成 ○地域での学習・活動の場の充実 ○ふるさと教育、体験学習の充実 ○異年齢・異世代交流の促進 ○教育指導方法（少人数指導、ティームティーチング等）の充実 ○スクールカウンセラーの派遣 ○老朽施設・設備の整備、余裕教室の地域開放 ○人権・同和教育の推進 ○情報教育・福祉教育の推進 ○地産地消型のセントラル・キッチン整備 ○幼児教育環境の整備 ○特別支援教育環境の整備 <p>■社会教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習の推進体制の整備（地域コミュニティ・ステーション等の活用） ○多様な学習の機会、学習情報の提供 ○世代間・地域間交流の推進 ○芸術・文化活動の支援 ○生涯学習施設の整備充実 ○学習・体験・交流の機会づくり（農業体験学習プログラム等） ○人権・同和教育の推進と指導者の養成 <p>■スポーツ・レクリエーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合型地域スポーツクラブの育成 ○指導者の養成と活用 ○スポーツ・レクリエーション団体の育成 ○自然利用型公園の整備、各種スポーツ・レクリエーション施設の充実 ○野外活動（キャンプ、ハイキング、サイクリング、森林浴、自然観察等）の機会充実 <p>■青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの人権尊重意識・青少年の健全育成意識の醸成 ○家庭・地域・学校・職場教育の推進 ○地域行事、奉仕活動やボランティア活動への参加促進 ○新たな非行・犯罪防止相談窓口の設置 <p>■文化・芸術活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統文化、芸術・技術の継承とひとづくり ○文化芸術団体・個人の登録と活動支援 ○伝統文化芸術祭（仮称）の開催 ○文化交流の支援 ○史跡、文化施設等の整備拡充 <p>■男女共同参画社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画計画の策定 ○男女共同参画社会に向けての学習・啓発活動の推進 ○男女が共に担う家庭や社会の環境づくり ○審議会、地域づくり等への女性の参画機会の拡大 ○女性の人権擁護体制の整備 	<p>－施策展開の視点－</p> <p>■道路ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東西南北・縦横の幹線道路ネットワークの整備促進 ○地域幹線道路ネットワークの整備 ○日常的生活道路の整備（1.5車線の整備含む） ○中海架橋の建設促進 ○トリプル・ポート（陸・海・空3つの港）へのアクセス改善 <p>■水環境整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水辺（中海、河川）の環境の整備 ○河川、森林に囲む地域交流・学習の促進 ○水質や水環境の管理体制の確立 ○生活雑排水の発生源（台所対策等）に対する意識啓発 ○下水道の整備促進 ○水源かん養、保水機能の保全 ○動植物の生息環境の保全 <p>■地域情報化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域イントラネットの構築 ○住民サービス情報システムの構築 ○高速情報通信環境（DSL、光ファイバー等）の整備促進 ○情報活用能力の向上を図る講習会等の開催 ○地域域との情報交流の促進 ○移動体通信（携帯電話）網未整備地域の解消 ○電子市役所の構築 <p>■生活環境整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省資源・省エネルギー型の地域社会の形成 ○環境を守る5Rの推進 ○ゴミの分別収集体制の確立 ○環境への負荷が少ない処理施設の整備（ゴミ処理施設、し尿処理施設等） ○コンポスト（堆肥）化、有機肥料化の推進 ○公共賃貸住宅の整備、住宅団地の開発 ○下水道の整備促進 ○憩いの空間づくりの推進 ○ユニバーサル・デザインの導入 ○除雪対策の充実 ○公園基地の開発 ○地域サイン計画の推進 <p>■自然環境・景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑の環境保全（緑のダム機能の維持向上等） ○多様な生態系に配慮した河川、養魚整備の推進 ○新エネルギーの活用促進 ○環境マネジメント規格（ISO 14000シリーズ）に基づいた行政活動の展開 ○廃棄物の不法投棄監視体制の強化 ○環境に対する意識啓発、環境学習の推進 ○住民やボランティア等の活動支援 ○景観に関する基本計画の策定 ○史跡、歴史的町並みの保全 <p>■地域防災・防犯の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政体制の構築（地域防災計画、防災拠点の整備等） ○迅速な情報・伝達網づくり（防災行政無線等） ○消防施設・設備の整備 ○地域消防団との連携による消防・防災体制の強化 ○歩車道分離や交通安全対策（街路灯・コーション設置等）の推進 ○交通安全意識、防犯意識の啓発 ○河川改修、地すべり、がけ崩れ、砂防対策の充実 	<p>－施策展開の視点－</p> <p>■農林業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業後継者、集落営農組織の育成 ○ふるさと公社（仮称）の設立 ○ほ場、農道等の生産基盤の整備 ○低コスト耕作と特色ある米づくり ○果樹・野菜・園芸作物の振興、団地化の推進 ○畜産施設の整備支援、肉用牛、酪農の振興 ○安産農道を軸とした農畜産物の流通拠点施設等の整備 ○農畜産物の加工、高付加価値化、販路の拡大（契約栽培の推進） ○ドジョウ等の地域特産物のブランド化 ○有機農産物、エコロジー農産物の生産拡大 ○農産物直売施設の拡充、学校給食等を通じた地産地消 ○耕作放棄地、遊休農地の有効活用 ○新規就農者の支援 ○市民農園の開設、貸農園の整備 ○イノベーションを中心とした鳥獣被害対策の強化 ○林道、作業道の整備 ○間伐の計画的実施と間伐材の利用促進 ○育成視察林業の推進 ○シイタケ、タケノコ等の特産林産物の振興 <p>■商工業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品販売促進イベントの開催支援 ○空き店舗への対応（交流空間づくり） ○空き店舗等を活用した創業（NPO、ミニファ・ビジネス、SOHO）支援 ○商品宅配システムの構築支援 ○店舗ファサード改装、製造販売一体型の店舗づくりへの支援 ○圏域内商業施設へのアクセス向上、買物バスの利便性向上 ○新技術、先端技術の開発支援 ○伝統技術を活用した産業振興の推進 ○鉄鋼業、機械部品加工業の共同受注・販路拡大支援 ○eビジネスのまち構築支援 ○地元特産品の情報発信、販路拡大の支援 ○伝統産業（織物、染物、和紙、陶芸品、鍛造品、木材加工品等）技術の継承支援 ○異業種交流や共同受注の支援 <p>■観光の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安来節、月山宮田城、チューリップを核とした観光振興 ○安来節会館の建設 ○ドジョウ料理の開発 ○葦の湯温泉、上の台緑の村、富田山荘・湯田山荘の充実 ○観光ルートの開発、観光施設同士の連携の強化 ○観光データ・ベース化による情報発信 ○ボランティアガイドの育成 ○体験型観光（染物、紙漉き、陶芸、農作業など）の振興 <p>■雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○U・J・1ターン者の受け皿づくり ○新規就農者受け入れ体制の整備・拡充 ○シルバー人材センターの拡充 ○農繁期の作業受託、山林保全作業の受託グループの育成 ○定年雇用の推進 ○女性の社会進出の支援 ○島根県東部地域職業訓練センターの活用 ○企業誘致による就労の場の創出 	<p>－施策展開の視点－</p> <p>■地域コミュニティの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ・ステーションの整備 ○地域コミュニティの情報発信・情報の共有の強化 ○情報インフラ（光ファイバー網）による地域ネットワーク等の整備 ○公民館、体育協会、消防団等の地域活動支援 ○地域のイベントや伝統行事などの支援 ○地域課題の解決や活性化に向けた行政との協働の実践 ○地域ボランティア団体の育成 <p>■共助の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ相互の交流機会の拡大 ○思いやりのある相互扶助の地域づくりの推進 ○地域に根付いてきた祭事、伝統行事を通じたコミュニティ意識の醸成 ○NPO団体・各種団体等との協働による地域づくりの推進 ○人権教育・啓発に関する基本方針等の策定 ○人権意識高揚のための啓発活動 ○ノーマライゼーションの地域づくり ○人権相談窓口の拡充 ○在住外国人のための相談体制の整備 <p>■多様な交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鹿島市（大韓民国慶尚南道）との姉妹都市交流の継続 ○異文化（国際）交流の推進 ○外国語指導者の招へい ○交流促進施設の拡充 ○デュアルライフの推進 ○中海ふれあい公園（仮称）の整備促進 ○親水空間、市民の森、水と緑の空間（コ・フィールド）の活用 ○ウオーターフロントの整備 ○史跡・歴史的町並みの活用 ○伝統的祭事、伝統行事による交流促進 ○青空市・朝市の創出 <p>■連携の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市間連絡道路網の整備促進 ○高次都市機能（国際空港・国際港湾・高度医療施設等）へのアクセス改善 ○広域連携を図る協議会等の組織化 ○多様な組織等（住民・行政・企業、各種団体）の連携強化

◆ 図 I - 1 住民の生活行動範囲

通勤通学圏

◀■■■■ 20%以上 40%未満
 ◀----- 5%以上 20%未満



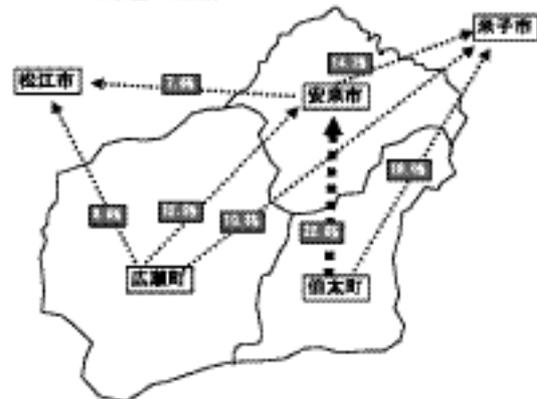
生活行動圏（娯楽・通院）

◀■■■■ 20%以上 40%未満
 ◀----- 5%以上 20%未満



生活行動圏（スポーツ活動）

◀■■■■ 20%以上 40%未満
 ◀----- 5%以上 20%未満



資料) 安南郡地域における自治体合併に関する住民意識アンケート
 (安南郡総合研究所平成14年1月)、調査項目-5(生活行動圏)娯楽・通院・スポーツ活動と云

商圏（購買力流出の状況）

[平成13年]

◀■■■■ 30%以上 40%未満
 ◀———— 15%以上 30%未満
 ◀----- 5%以上 15%未満



資料) 鳥取県消費税率調査報告書(鳥取県商工会連合会)

◇表Ⅰ－1 地目別評価総地積（民有地）

（単位：10a）

	総数									
	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	
安来市	63,092	23,307	5,915	5,308	0	306	25,268	2	1,670	1,316
広瀬町	84,020	11,585	2,074	1,701	0	6	66,637	1	1,750	265
伯太町	47,529	8,853	1,902	1,090	-	110	33,489	196	1,633	256
合計	194,641	43,745	9,891	8,099	0	422	125,394	199	5,053	1,837

資料：県地方課「土地に関する概要調査報告書」

◇表Ⅱ－1 人口と世帯数の推移

（単位：人、世帯）

区分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	48,382	48,800	49,321	49,616	48,492	46,934	45,255
一般世帯数	10,886	11,533	12,204	12,414	12,470	12,670	12,761
世帯あたり人口	4.44	4.23	4.04	4.00	3.89	3.70	3.55

※昭和45・50年の一般世帯は普通世帯

資料：国勢調査

◇表Ⅱ－2 人口と世帯数の見通し

（単位：人（%））

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
総人口	49,616	48,492	46,934	45,255	43,358	41,192	38,681	
年齢別人口	年少人口0～14歳	10,488	8,878	7,467	6,434	5,992	5,552	5,172
	（構成比）	(21.1)	(18.3)	(15.9)	(14.2)	(13.7)	(13.5)	(13.4)
	生産年齢人口15～64歳	31,516	30,659	29,233	27,305	25,275	23,356	20,568
	（構成比）	(63.5)	(63.2)	(62.3)	(60.3)	(58.3)	(56.7)	(53.2)
老年人口65歳以上	7,605	8,948	10,231	11,496	12,161	12,284	12,940	
	（構成比）	(15.3)	(18.4)	(21.8)	(25.4)	(28.0)	(29.8)	(33.5)
就業人口	27,061	26,544	26,312	24,892	22,424	20,451	18,935	
（就業率）	(54.5)	(54.7)	(56.1)	(54.3)	(51.7)	(49.6)	(49.0)	
一般世帯数	12,414	12,470	12,670	12,761	12,591	12,119	11,489	
1世帯あたり人員	4.00	3.89	3.70	3.55	3.44	3.40	3.37	

資料：国勢調査、1市2町将来人口等推計

■本推計人口は、コーホート変化率法等により推計したものであり、本推計にあたっては現状の社会経済環境が今後も続くという前提（現状で推移した場合）に基づく推計です。従って、政策や社会保障制度の見直しなどによる環境変化を考慮したものではありません。

◇表Ⅲ-1 産業別の事業所数・従業者数（民営）・平成11年

(単位:事業所、人)

	島根県		安来市		広瀬町		伯太町	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業	43,131	302,792	1,504	14,701	436	2,062	167	1,010
農林漁業	265	3,340	4	205	1	6	1	7
鉱業	95	922	—	—	2	23	1	4
建設業	5,677	45,278	202	1,393	58	311	33	155
製造業	3,458	62,027	148	6,189	66	570	20	369
電気・ガス・熱供給・水道業	31	1,874	1	22	—	—	—	—
運輸・通信業	1,046	13,398	36	918	8	78	4	50
卸・小売、飲食店	17,905	88,867	623	3,030	174	624	57	172
金融・保険業	800	8,490	28	266	1	8	1	4
不動産業	1,112	2,287	32	65	5	17	—	—
サービス業	12,742	76,309	430	2,613	121	425	50	249

資料:総務省統計局「事業所・企業統計調査報告書」

◇表Ⅲ-2 製造業の現況（平成12年）

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
島根県	2,063	52,692	1,226,257
安来市	89	5,320	155,676
広瀬町	33	439	2,755
伯太町	12	387	3,732

資料:県工業統計調査結果報告書

◇表Ⅲ-3 卸売業の現況（平成11年）

	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
島根県	2,413	19,051	1,022,784
安来市	80	602	34,979
広瀬町	11	32	456
伯太町	1	x	x

(注:xは秘匿数値)

資料:県商業統計調査結果報告書

◇表Ⅲ-4 小売業の現況（平成11年）

	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
島根県	11,580	50,337	846,825	942,353
安来市	404	1,742	28,991	34,028
広瀬町	146	527	5,449	8,144
伯太町	56	x	x	1,857

(注:xは秘匿数値)

資料:県商業統計調査結果報告書

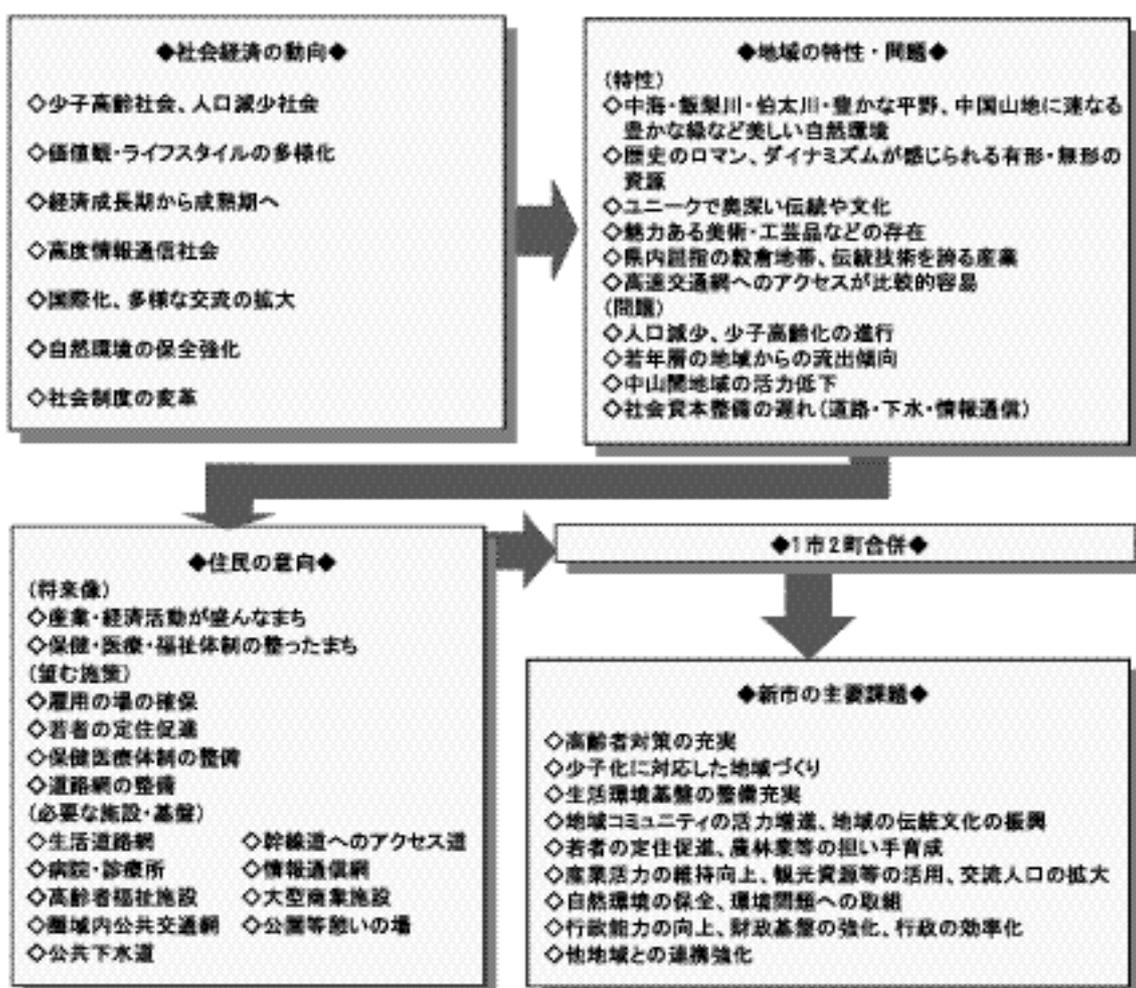
◇表Ⅲ－5 農業産出額

(単位:百万円)

	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
島根県	92,159	87,150	89,130	82,330	89,840	82,650	77,650	71,550	70,530	68,910	68,480
安来市	6,563	5,978	6,342	5,564	6,239	5,676	5,314	4,933	4,943	4,756	4,786
広瀬町	1,912	1,834	1,884	1,652	1,732	1,552	1,456	1,324	1,303	1,270	1,246
伯太町	1,608	1,461	1,603	1,472	1,543	1,399	1,420	1,321	1,212	1,246	1,198
合計	10,083	9,273	9,829	8,688	9,514	8,627	8,190	7,578	7,458	7,272	7,230

資料:中野国農政庁島根農林統計事務所「農林水産統計年報」

◆図Ⅱ－1



◇表IV-1 新市の主要課題

《高齢者対策の充実》

高齢者が安心して健康に暮らせる保健・医療・福祉の総合的な連携や健康づくり、介護状態にならないようにする啓発の機会づくり（介護予防）を充実させて行く必要があります。

多様なニーズに応えられ、市内どこでも同じ水準のサービスが提供できるよう体制を整備して行く必要があります。

《少子化に対応した地域づくり》

少子化対策として、安心して子どもを産み育てることができるサポート体制を充実させていくとともに、教育施設・機能の再編整備や子ども同士の多様な交流の促進など少子化に対応した地域づくりを進めていく必要があります。

《生活環境基盤の整備充実》

生活道路網の整備、上下水道（農業集落排水施設等）の整備、情報通信ネットワークの整備など、基本となる生活環境基盤の整備を進めていく必要があります。

《地域コミュニティの活力増進、地域の伝統文化の振興》

地域住民の最小単位となる地域コミュニティの活性化を図るため、地域づくりへの住民参加の機会の拡充、公民館活動や婦人会、老人クラブ等の活動、生涯学習などを推進する必要があります。また、地域に根付いている固有の伝統文化の振興に向けた支援を図っていく必要があります。

《若者の定住促進、農林業等の担い手育成》

若者の定住を促進するための対策を総合的に実施していくとともに、農林業や商業など地域の産業・生活機能を担う人材の育成に努める必要があります。

《産業活力の維持向上、観光資源等の活用、交流人口の拡大》

ものづくりを中心とした技術向上や人材育成、雇用の場の創出などに取り組む必要があります。また、地域観光資源を活用した観光産業の活性化などによる交流人口の拡大を図っていく必要があります。

《自然環境の保全、環境問題への取組》

美しい緑と水、生態系の保全を図るとともにゴミ、生活雑排水の処理体制を強化して行く必要があります。また、資源の有効利用やISO 14000シリーズへの対応などによる環境問題対策が求められます。

《行政能力の向上、財政基盤の強化、行政の効率化》

住民の高度で多様なニーズに対応できる行政能力の向上、財政基盤の強化、行政コストの削減などを図っていく必要があります。

《他地域との連携強化》

近隣都市となる松江市、米子市、境港市などとの連携を強化し、それぞれの都市の個性を活かした山陰の中央に位置する一体的な都市圏の形成を図っていく必要があります。



“新生”安来市まちづくり計画

発行／安来市・広瀬町・伯太町合併協議会

発行日／平成15年12月

平成26年9月変更 安来市

“新生”安来市
元気・いきいき・快適都市



安来市・広瀬町・伯太町合併協議会